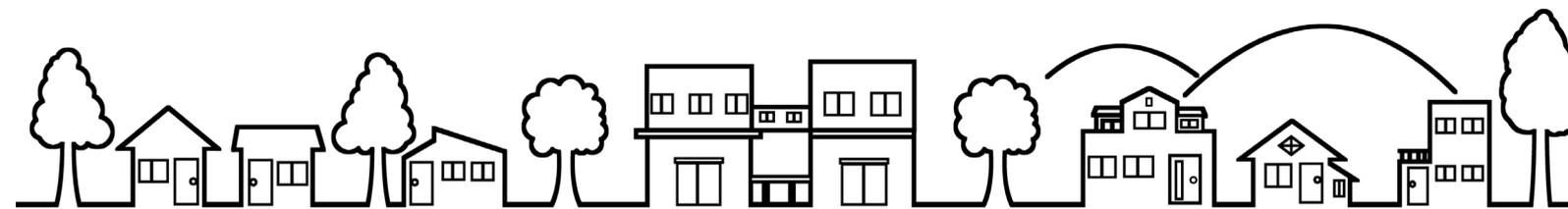


第5次小竹町総合計画 (後期基本計画)

| | |
|---|--|
| 第I編 序論 第1章 はじめに | |
| 第I編 序論 第2章 小竹町の概況 | |
| 第I編 序論 第3章 小竹町の魅力と課題 | |
| 第II編 基本構想(概要) 第1章 小竹町の将来像 | |
| 第II編 基本構想(概要) 第2章 まちづくりの基本テーマ 及び施策の大綱 | |
| 第II編 基本構想(概要) 第3章 土地利用構想 | |
| 第II編 基本構想(概要) 第4章 目標とする将来人口 | |
| 第III編 後期基本計画 第1章 優しさを感じ、 住みたいと思える町 | |
| 第III編 後期基本計画 第2章 活力に満ち、 発展を続ける町 | |
| 第III編 後期基本計画 第3章 安全・安心を実感し、 快適に暮らせる町 | |
| 第III編 後期基本計画 第4章 みんなが主役、 絆によって集う町 | |
| 第III編 後期基本計画 第5章 町民の信頼に応え、 住み続けられる町 | |
| 主要施策とSDGsとの関係一覧 | |
| 用語解説 | |



令和4年5月
小竹町

ごあいさつ

小竹町では、平成29年3月に第5次小竹町総合計画を策定し、その基本構想に掲げる「住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町」という将来像を目指して、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この間、国内の動向をみると少子高齢化や人口減少の急速な進行、AIやIoTといった先端技術の急速な進展による産業・就業構造の変化、地震や豪雨といった大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまでに経験したことのないさまざまな要因により、社会経済情勢が大きく変化しました。

特に、本町の人口減少は、今後、急速に進行することが予想され、これらの現実をしっかりと受け止めたうえで、厳しい状況の中であっても住民の皆さまの幸せな暮らしを実現し、その暮らしを守り続けていくことが大きな課題となっています。

このような社会の動向を的確にとらえ、第5次小竹町総合計画の前期計画期間が終期を迎えるにあたり、今回、本町の現状や課題を踏まえて、令和4年度からの後期基本計画を策定しました。

町の明るい未来に向かって、町議会をはじめ、関係機関の皆さまのお力添えをいただきながら、住民の皆さまとともに、幸せを実感でき、住みたい、育てたい、訪ねたいと思える「オール小竹」のまちづくりの実現に、全力で取り組んでまいります。

結びに、後期基本計画の策定に際し、さまざまなご意見をいただいた住民の皆さまをはじめ、町議会及び関係機関の方々に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。



令和4年5月

小竹町長 松尾 勝徳

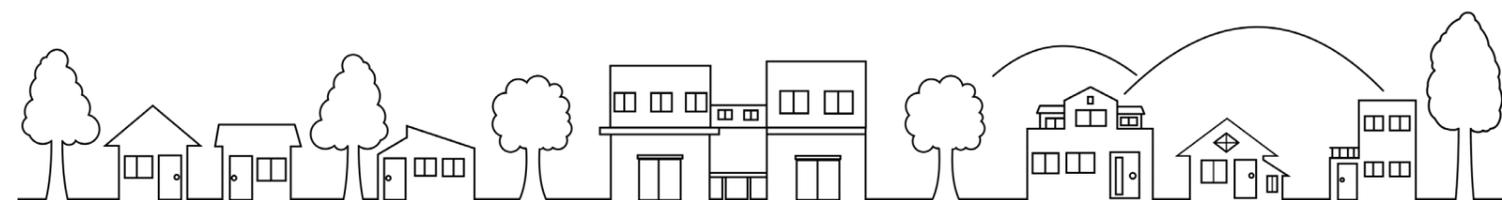
目次

第Ⅰ編 序論・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第1節 後期基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・ 2
第2節 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・ 2
第3節 計画の構成と目標年度・・・・・・・・・ 2
第2章 小竹町の概況・・・・・・・・・・・・ 4
第1節 自然環境等・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2節 社会経済環境等・・・・・・・・・・・・ 5
第3章 小竹町の魅力と課題・・・・・・・・・ 6
第1節 町の魅力・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第2節 時代の潮流と町が抱える主要課題・・・・・・ 7
第Ⅱ編 基本構想(概要)・・・・・・・・・・・・ 11
第1章 小竹町の将来像・・・・・・・・・・・・ 12
第2章 まちづくりの基本テーマ及び施策の大綱・・・ 14
第3章 土地利用構想・・・・・・・・・・・・ 17
第4章 目標とする将来人口・・・・・・・・・ 20
第Ⅲ編 後期基本計画・・・・・・・・・・・・ 21
第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町・・・ 22
施策1 子どもたちが伸び伸び育つまちづくり・・・ 22
1 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・ 22
施策2 生涯現役のまちづくり・・・・・・・・・ 25
1 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・・・ 25
施策3 暮らしをともに支えるまちづくり・・・ 28
1 障がい者福祉の充実・・・・・・・・・・・・ 28
2 地域福祉の推進・・・・・・・・・・・・ 30
施策4 ころとからだを守るまちづくり・・・ 32
1 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・ 32
2 医療体制の充実・・・・・・・・・・・・ 34
3 保険制度・年金制度の安定化・・・・・・・・・ 36
施策5 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり・・・ 38
1 人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・ 38

2 男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 40
施策6 自然と共生する環境のまちづくり・・・ 42
1 ごみ処理・資源循環の推進・・・・・・・・・ 42
2 エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・・・ 45
施策7 快適で緑豊かなまちづくり・・・・・・ 47
1 住宅と住環境・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2 公園・緑化・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第2章 活力に満ち、発展を続ける町・・・・・・ 51
施策1 地産地消を推進する農業の振興・・・ 51
1 農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・ 51
施策2 事業拡大を目指す工業の振興・・・ 54
1 工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・ 54
施策3 地域に密着した商業の振興・・・ 56
1 商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・ 56
施策4 歴史と創造による観光の振興・・・ 58
1 観光まちづくりの振興・・・・・・・・・・・・ 58
第3章 安全・安心を実感し、快適に暮らせる町・・・ 60
施策1 利便性の高い交通通信体系・・・ 60
1 道路体系の整備・・・・・・・・・・・・ 60
2 公共交通の整備・・・・・・・・・・・・ 62
3 情報公開と情報発信の充実・・・・・・・・・ 64
施策2 迅速な対応、体制の強化推進・・・ 66
1 消防、防災、救急、防犯・・・・・・・・・ 66
施策3 水資源の確保と快適な居住空間の創出・・・ 69
1 上下水道の整備・・・・・・・・・・・・ 69
施策4 ふるさとを守る住環境の創出・・・ 71
1 適正な土地利用と空き家対策・・・・・・・・・ 71
第4章 みんなが主役、絆によって集う町・・・ 73
施策1 心豊かな子どもたちの育成・・・ 73
1 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・ 73
施策2 自ら学ぶ生涯学習の推進・・・ 76
1 社会教育活動の推進・・・・・・・・・・・・ 76
2 文化財の保護・・・・・・・・・・・・ 78
3 地域芸術、文化活動の振興・・・・・・・・・ 80
施策3 生きがいづくりの創出・・・ 82
1 社会体育活動の推進・・・・・・・・・・・・ 82

| | |
|-----------------------|----|
| 第5章 町民の信頼に応え、住み続けられる町 | 84 |
| 施策1 まちづくりへの町民参画 | 84 |
| 1 地域コミュニティ | 84 |
| 2 町民参加の推進 | 86 |
| 施策2 地域を経営していく効率的な行政運営 | 88 |
| 1 効率的な行政運営 | 88 |
| 2 健全な財政運営 | 90 |
| 施策3 広域連携の推進 | 92 |
| 1 広域行政推進 | 92 |
| 2 多文化共生・国際交流の推進 | 94 |
| 主要施策とSDGsとの関係一覧 | 96 |
| 用語解説 | 98 |

第I編 序論



| |
|---------------|
| 第1章 はじめに |
| 第2章 小竹町の概況 |
| 第3章 小竹町の魅力と課題 |

第1章 はじめに

第1節 後期基本計画策定の趣旨

小竹町では、平成29年3月に策定した「第5次小竹町総合計画」に基づき、「住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町」をまちの将来像に掲げ、住民の理解と協力のもと、住民一人ひとりが自信と誇りを持って暮らせる活力に満ちた魅力あふれる、安全・安心のまちづくりを目指した取組みを進めてきました。

この度、第5次小竹町総合計画の前期基本計画が令和3年度末をもって計画期間の終期を迎えたことから、本町の現状や前期計画期間中に生じた新たな課題を改めて整理し、令和4年度から令和8年度までの今後の5年間の新たなまちづくりの指針となる「後期基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

総合計画は、小竹町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性を示すとともに小竹町のすべての行政分野における計画の指針となるものです。

後期基本計画策定においては、基本構想はそのままに、令和3年2月に策定した「小竹町第7次行財政改革大綱」との整合性を図るとともに、令和2年3月策定の「小竹町人口ビジョン・総合戦略（第2期）」における戦略的な取組みに関する内容を反映したものとなっています。

第3節 計画の構成と目標年度

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

① 基本構想

基本構想は、町の魅力と直面する課題を明らかにしたうえで、町の将来像及びこれを具体化するための基本的施策の大綱を定めるものです。

計画期間は、平成29年度から令和8年度の10年間とします。

【目標年度】
令和8年度
(2026年度)



② 基本計画

基本計画は、基本構想の施策の大綱に基づき、項目別に必要な施策を定め、5か年を目途に策定します。

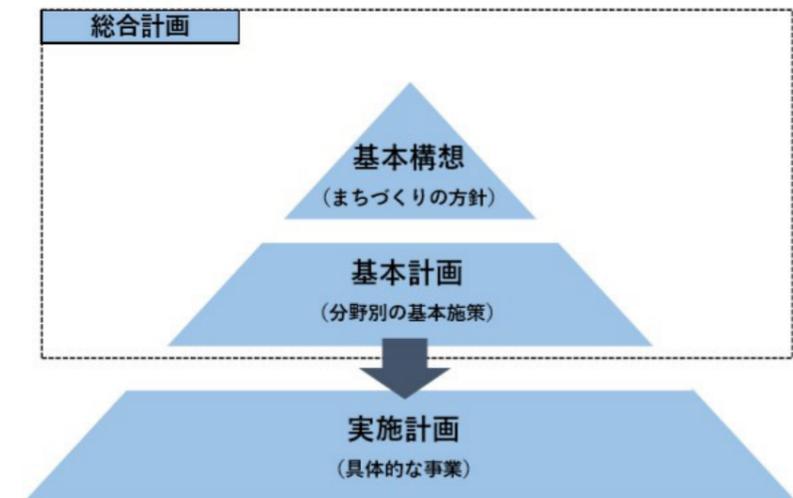
前期計画期間は、平成29年度から令和3年度までとし、後期計画期間は、令和4年度から令和8年度までとします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた主要施策を具体的にどのように実施するかを定めるものです。具体的な事業内容を示すなど、財政面も考慮し、3か年を目途として別途策定します。

《計画の期間》

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | …令和42年 |
|---------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|---------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 第5次総合計画 | [Timeline bar] | | | | | | | | | | | | |
| 基本構想 | 基本構想 (10年) | | | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期 (5年) | | | | | 後期 (5年) | | | | | | | |
| 小竹町総合戦略 | [Timeline bar] | | | | | | | | | | | | |
| 人口ビジョン | 令和42 (2060) 年を目標年度として設定 | | | | | | | | | | | | |
| 総合戦略 | ～平成31年度 | | | | | ～令和6年度 | | | | | | | |



第2章 小竹町の概況

第1節 自然環境等

1 位置、面積、地勢

小竹町は、福岡県北部のほぼ中央に位置し、町を南北に貫流する遠賀川沿いに開けた町です。町の東西両端にやや小高い丘があるほかは、ほぼ平坦な地形に恵まれた、標高10 m前後の盆地帯です。

町の区域は、東西4.17 km、南北4.14 km、面積14.28 km²であり、その昔から長崎街道を擁する交通要衝の地で、今も小竹のまち筋にその面影をとどめています。現在は、遠賀川沿いの国道200号線とこれに並走するJR福北ゆたか線が、福岡市から飯塚市を經由し北九州市への交通の要衝となっています。

県庁所在地である福岡市まで南西40 km、県内もう一つの政令指定都市である北九州市まで北東40 kmの位置です。

2 気候

小竹町の気候は、内陸盆地型特有の気候を示していて、年間を通じて気温の寒暖の差が、県内の他の地方と比較して大きいことが特徴です。年平均気温は16℃前後で、一般的に温暖な気候といえます。年平均降水量は約1,900 mm、同様に降雪日は35日程度で、積雪はほとんどありません。平均風速は約2 mで、影響を受けるような強いものではありません。

3 沿革

昔、南良津村と勝野村の境に二本の松の巨木がありました。この樹木の下に^{みろく}弥勒菩薩の石像を祀る小堂が造られ、この小堂の周辺が、当時の長崎街道を往き来する旅人たちの一里塚憩いの場となっていたと言い伝えがあります。このあたりを古屋敷と呼び、ここから南に遠賀川の堤防沿いに小さい竹藪が生い茂り、小竹のまち筋まで続き「小竹の処」と云われたのが、町名の起こりになったと伝えられています。

明治22年4月1日に、当時の勝野、南良津、新山崎、新多、赤地、御徳の6か村が合併し、新しい勝野村が発足しています。その後、昭和3年1月1日に勝野村が町制を施行し、小竹町が誕生しました。小竹町史による当時の記録には、人口13,613人、戸数2,968戸とあります。昭和33年8月に町内の赤地の一部が小竹町から分離し、直方市に編入され、現在の町域となりました。

第2節 社会経済環境等

1 人口

小竹町の人口は、石炭産業の盛衰とともに推移してきました。明治初年頃には、戸数660戸、人口3,089人と記録にありますが、石炭産業の発展により急激な増加を示し、最盛期には戸数4,900戸、人口21,200人余まで達しました。

その後、石炭産業の衰退とともに、人口の流出が続き、昭和35年から昭和45年までの間で7,274人が減少し、急激に過疎化が進みました。

それからは、昭和55年の11,228人から昭和60年まで微増を続けたものの、以降減少が続き、令和2年国勢調査時には、人口7,151人(3,210世帯)で、町制施行以来最少を記録しました。このことは、全国的な傾向である出生率の低下と、転出等の人口減少によるものです。

地域における人口問題は、経済、福祉や子育て、地域コミュニティの形成等、地域社会全般に大きく影響を及ぼしています。

2 就業人口と産業構造の動向

小竹町の実業人口をみると、昭和40年の4,426人から昭和55年の4,642人までは増加傾向にあったものの、昭和60年には、人口増加にもかかわらず4,462人に減少し、平成2年以降は、人口、就業人口ともに減少し、平成27年には人口7,810人、就業人口3,101人となっています。

産業別就業人口の動向から産業構造の変化をみると、第1次産業においては、昭和60年の3.4%から平成2年の2.4%まで1%低下した後はほぼ横ばいで、その後、平成17年に3.0%とやや回復したものの、平成22年には2.6%、平成27年には2.2%となり、再び低下しています。

今後も就業者の高齢化や後継者不足などを理由に、この傾向はさらに進むものと予測されます。

第2次産業は高度経済成長期において、産業構造の変化に伴う第3次産業への移行を受け、第2次産業の就業人口比率は平成2年に39.4%と一旦増加に転じたものの、平成7年の37.5%以降は再び下降し、平成27年には30.4%となっています。

第3次産業をみると、就業人口比率は、昭和60年の61.9%と比較し、平成2年に58.2%と一旦下降したものの、その後は順調に上昇し、平成22年には69.0%、平成27年には65.4%まで伸びています。この傾向は今後も続くものと推測されます。

第3章 小竹町の魅力と課題

第1節 町の魅力

1 豊かな自然

小竹町には遠賀川を代表とする豊かな自然環境があります。その自然環境との調和を図りながら、公営住宅建設事業や下水道整備事業など生活基盤整備を行い、都市空間と自然環境が共存する住みよいまちづくりを推進しています。このような調和のとれた居住環境の整備は住みよくなる町の条件の一つです。

今後は、就業の機会や教育環境、交通環境や生活必需品の調達環境がさらに整うことで、特に若年層の移住及び定住者の増加につながるものと期待できます。

2 語り継がれる歴史と文化

小竹町は、昔から地域で育まれた文化や文化財に恵まれた町です。地域には、長い歴史の中で培われた伝統文化や歴史的建造物等も現存しています。これらの文化遺産を守り、継承し活用していくことは、地域の特性や自然・景観等を堅持し、人と人との交流を深め、明るい地域社会の形成につながるもので、特色あるまちづくりには欠かせないものです。

3 輝く人材と協働のまちづくり

小竹町では、平成20年度から地域協働施策に取り組み、平成21年11月から開始した地域担当職員制度とあわせて、協働・共生のまちづくりの推進に努めています。複数の地区において、それぞれの特性に応じた地域づくり事業を実施するなど、住民と行政との連携による新しいまちづくりの動きも出てきました。

また、多くの住民が参加する町民まつりなどのイベントは年々来場者も増加しており、町の活気づくりに寄与しています。

今後も、この流れを止めることなく、より一層拡大していくために、『町を自分たちの手で守り、育てていく』という認識のもと、住民一人ひとりが「町の顔」となり、まちづくりの担い手として、活躍の場を創出していくことが求められます。

地域の特性を活かした、地域住民の手による「まちづくり」は時代の潮流として、日本全国の各市町村が試行錯誤しながらも推進を図っています。小竹町の特色や特性を活かし、地域資源や人材の活用を図ることで、今後、町の発展の可能性は、十分に期待できます。

第2節 時代の潮流と町が抱える主要課題

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成29年）によると、今後50年間で3,901万人もの人口減少が予想されています。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成比率の不均衡が問題視されています。

今後は、人口減少社会と超高齢社会が同時に到来するという社会構造の激変を見据え、国政及び地方行政は、地方移住や結婚・出産・子育て、また、高齢者が活躍できる場の創出や生きがいづくりなどへの対応が求められています。

令和2年の国勢調査によると、小竹町の人口は7,151人です。人口の推移については、自然動態・社会動態ともに減少傾向で、過去10年間の統計では、年間約140人が減少しています。このままでは、出生数の減少、転出者の増加、転入者の減少などにより町を維持していくことが困難になります。

これは全国的な流れであるものの、人口減少は、地域のコミュニティの弱体化と世代間交流の減少を招きます。その結果、地元への愛着が薄れ、地元離れが加速します。このような時にこそ地域を再生し活力を取り戻す地域コミュニティの形成が重要です。

以上から、町が抱える主要課題を次のとおり整理します。

【課題1】 支え合う体制の弱体化

行政に対する住民ニーズが複雑・多様化する中、人口減少や少子高齢化の進展によって、地域における支え合いの体制は弱体化しています。また、農業や商業、伝統芸能・祭りの後継者不足及び参加者減少も住民のつながりの希薄化を生んでいます。加えて高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増すことで、日常生活に支障を来す事例などの増加が懸念されます。

このため、子育てに最適な環境づくりや高齢になっても住み慣れた地域で健康に安心して暮らせる環境づくりが、重要な課題となっています。健康な状態で長生きできること、これは万人の願いであり、そのための健康維持増進、疾病予防対策が今後必要です。

子どもから高齢者まですべての住民や町内で働く人たちが、ともに支え合いながら健やかに生活することができる、優しいまちづくりを進めていく必要があります。

【課題2】 産業の衰退

小竹町の農業振興を図るには、農地の保全や活用を目的とした、多面的な役割の発揮に向けた施策の実現が必要です。あわせて、認定農業者の発掘や、担い手農家の育成が課題となっています。

消費者に安全で安心な農産物を提供し、より新鮮な作物を供給するために、地産地消の取り組みをさらに推進するとともに、農業協同組合との連携や活動団体への支援など

により、経営の安定化と産業として自立できる農業の確立が今後求められています。

地方創生の重点施策でもある雇用の創出について、地域経済の活性化と雇用のさらなる確保を図るため、商工会などの関係機関との連携を強化するとともに、工業団地への進出企業との連携を促進する必要があります。

郊外型商業集積店舗等の進出により、商業・サービス業を取り巻く環境は、近年、より一層厳しくなっています。飯塚市や直方市等の近隣の郊外型大型店への顧客流出が目立ちます。商店の役割や商業形態の見直しも必要ですが、最も重要なのは魅力ある商店づくりです。消費者が必要とする物と、サービスを提供できる店づくり、消費者の購買意欲が沸くような店づくりを進めていくことが必要です。

同時に、小竹駅西口周辺開発と、それに伴う交通体系の見直しを推進し、新しい商業基盤の整備を展開する必要があります。

【課題3】魅力ある住宅環境の不足

道路や下水道など、安全で快適な居住環境の整備状況は、近隣自治体と比較し、同程度の水準にあります。しかしながら、町内には特に若い世代が、住みたくなるような利便性の高い場所に住宅地や賃貸住宅が少なく、住民や町内で働く人たちの要求に十分に応えられていません。

このような現状から、自然環境に配慮し、空き家対策を含め、地域の特性に配慮しながら、災害に強い安全・安心なまちづくりを行い、自然との共生や快適性が実感できる居住環境の整備が求められています。

【課題4】心豊かな人づくりと文化の創造

心豊かな子どもたちを育成するために、学校、保護者、地域が連携した、安全・安心な学校づくりが必要であり、生きる力を育む創造的な学校教育の推進が求められています。

郷土に対する誇りや愛着を育み、文化遺産を守り継承する理念を大切に、ふるさとのかけがえのない文化遺産として、史跡の整備や文化財の活用を図っていくことが重要です。

住民が日常生活の中でスポーツに親しみ、地域ぐるみでスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの普及や推進が求められています。

このような各課題を解決するために、住民が広く交流する機会を作ることが必要です。

【課題5】まちづくりへの住民意識の希薄化

住民参加によるまちづくりの現状において、小竹町は他の市町村と比較しても、住民の参加意識は高く、近年の住民の自治会加入率を見ても、ここ数年、毎年少しずつ低下してはいますが、大きくは減少していません。

しかしながら、自治会には加入していても、地域社会に対する関心度が薄く、地域での連帯協働意識も低下し、特に若い世代を中心に、地域行事等への参加者が減少している状況です。

このような現状から、地方創生時代に適した小竹町のまちづくりを継続・拡大していくために、今後より一層の地域協働の施策を強化していく必要があります。そのためには、各地域の課題の解決や、さらなる活性化を図り、地域づくりにおける情報提供や共有など、地域コミュニティの育成・支援が求められています。

【課題6】デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、不要不急の外出自粛が要請されたことや、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するため、テレワークやオンラインサービスが普及するなど、ICTがさまざまな場面で活用されるようになり、生活をあらゆる場面でより良い方向に変化させていく「DX（デジタルトランスフォーメーション）」という概念が広く浸透してきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の対応において、行政のデジタル化の遅れ等の課題が明らかになったことを踏まえ、国では、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定するとともに、令和3年9月にデジタル庁を設置して、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現」を目指しています。

小竹町においても、「人と人」「人とモノ」がさまざまな形でつながり、日々の暮らしがさらに便利で快適になるよう、デジタル化の取り組みを進めていくことが求められています。

【課題7】持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された国際目標のことで、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組みとして作成され、「誰一人取り残さない」を理念として、令和12年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。

国においても、内閣府に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、具体的な取組みについて「SDGsアクションプラン」が策定されています。SDGsの多様な目標の追求は各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生の推進につながることを期待されています。

小竹町のまちづくりの総合的な指針となる「第5次小竹町総合計画」は、本町が直面する産業・福祉・環境等のあらゆる課題に対する取組みを包括的に示しており、これまでにその多くの取組みがSDGsの理念と合致するものであることから、今後におきましても、総合計画とSDGsをより一体的に推進していきます。



第Ⅱ編 基本構想（概要）



- 第1章 小竹町の将来像
- 第2章 まちづくりの基本テーマ及び施策の大綱
- 第3章 土地利用構想
- 第4章 目標とする将来人口

第1章 小竹町の将来像

小竹町内に安価な住宅地や住宅を確保し、雇用の場を確保すれば移住者が増えるかといえ、必ずしもそうとは限りません。自分が住んでいる地域に魅力を感じず、町を愛する気持ちが薄ければ、住みやすさに対する満足度は低下し、定住意識は薄れ、町外へと流出していきます。住民の定住意識が低いところに、移住者は来てくれません。住民の定住意識を高めながら、並行して移住促進に取り組む必要があります。

現在、少子高齢化や人口減少の著しい進行、地方創生に向けた動きなど、小竹町を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。この環境の変化は、小竹町において、住民の生活や地域社会に少なからず影響を与えています。小竹町では、自然動態と社会動態がマイナス傾向で同時進行し、自然動態による人口の減少を抑えるには、若い世代の定住促進を図り、出生数を可能な限り増やすことが重要です。言い換えると若者を中心とした転出者をできる限り抑制し、若い世代の転入を大幅に増やして、社会動態の増加を図ることが重要です。

小竹町では、町制施行 80 周年を記念して小竹町町民憲章を定め、『私たち小竹町民は地域社会の一員として 果たすべき役割と責任を自覚し 自ら考え自ら行動し地域のことは地域で話し合い 力をあわせて 心豊かな 楽しい健康で明るいまちをつくりまします』として、住みよいまちづくりのための目標としてきました。これからも、この町民憲章に込められた皆さんの想いを尊重し、豊かな自然と古い歴史や文化に恵まれた小竹町をより発展させ、次世代に繋ぎます。そのために、目指すべき将来像を明らかにし、より良いまちづくりに取り組んでいきます。

これらのことを踏まえ、小竹町の将来像を『住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町』と設定します。住民の理解と協力のもと、住民一人ひとりが自信と誇りを持って暮らせる活力に満ちた魅力あふれる、安全・安心のまちづくりを目指します。小竹町の将来像を実現するために5つの基本テーマを定め、住民と関係機関、行政が一体となって新しいまちづくりに努めます。

《第5次小竹町総合計画将来像（キャッチフレーズ）》



| 分野等 | 基本テーマに基づく施策の大網 | まちづくりの基本テーマ | 将来像 |
|---|--|------------------------|---------------------------|
| 子育て支援 高齢者福祉 社会福祉 健康対策、医療 人権教育 環境衛生 住宅、公園、緑地 | 子どもたちが伸び伸び育つまちづくり 生涯現役のまちづくり 暮らしをともに支えるまちづくり ここからかたちを守るまちづくり 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり 自然と共生する環境のまちづくり 快適で緑豊かなまちづくり 地産地消を推進する農業の振興 事業拡大を目指す工業の振興 地域に密着した商業の振興 歴史と創造による観光の振興 | ①優しさを感じ 住みたいと思える町 | 住みたい！育てたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町 |
| 農業 工業 商業 観光 | 利便性の高い交通通信体系 迅速な対応、体制の強化推進 水資源の確保と快適な居住空間の創出 ふるさとを守る住環境の創出 | ②活力に満ち 発展を続ける町 | |
| 道路、交通、情報、通信 消防、防災、救急、防犯 上下水道 土地利用、空き家対策 良好な住環境の創造 | 心豊かな子どもたちの育成 自ら学ぶ生涯学習の推進 生きがいづくりの創出 | ③安全・安心を実感し 快適に暮らせる町 | |
| 学校教育 社会教育 社会体育 | まちづくりへの町民参画 地域を運営していく効率的な行政運営 | ④みんなが主役 絆によって集う町 | |
| まちづくり 行財政、行財政改革 公共施設マネジメント 広域行政 | 広域連携の推進 | ⑤町民の信頼に応え 住み続けられる町 | |

第2章 まちづくりの基本テーマ及び施策の大綱

小竹町の将来像である『住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町』を実現するため、5つの「まちづくりの基本テーマ」と21の施策を次のとおり設定し、まちづくりを推進します。

基本テーマ1 優しさを感じ、住みたいと思える町

子どもから高齢者まで、ともに支え合い、ともに心穏やかに暮らすことができる環境や、誰もが平等に社会に参画できる環境を整えるとともに、住み慣れた地で生涯をとおして健康でいきいきと生活できる町を目指します。

また、安心して子どもを生み育て、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、豊かな自然環境を保持し、地域環境を整え、優しさを感じられるまちづくりを推進します。

基本施策

- 施策1 子どもたちが伸び伸び育つまちづくり
- 施策2 生涯現役のまちづくり
- 施策3 暮らしをともに支えるまちづくり
- 施策4 ところとからだを守るまちづくり
- 施策5 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり
- 施策6 自然と共生する環境のまちづくり
- 施策7 快適で緑豊かなまちづくり

基本テーマ2 活力に満ち、発展を続ける町

農業が魅力ある産業として十分に認知されるよう、農業経営基盤の強化や認定農業者等担い手の育成支援を推進するとともに、安全・安心を全面に打ち出し、町内農作物のブランド化、販路拡大に努めます。

工業の振興については、進出企業との連携を図り、より一層の雇用の確保と重要課題である進出企業の従業員の定住促進に努め、経済基盤の拡大振興を目指します。

商業観光においては、商工会をはじめとする関係機関とともに、魅力ある商店づくりや特産品の開発販売に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

基本施策

- 施策1 地産地消を推進する農業の振興
- 施策2 事業拡大を目指す工業の振興

施策3 地域に密着した商業の振興

施策4 歴史と創造による観光の振興

基本テーマ3 安全・安心を実感し、快適に暮らせる町

JR福北ゆたか線や平成筑豊鉄道、国道200号線が町内を走り、福岡市・北九州市都市圏への交通アクセスが良好な本町の優位性を活かしながら、道路交通環境の整備促進を図ります。

また、住民が安心して暮らせるよう、地域防犯意識の高揚に努め、防災・減災を推進するとともに災害に強いまちづくりを目指します。

あわせて、計画的に空き家対策や上下水道整備に取り組み、機能的で快適な地域を創出し、移住定住促進を図ります。

基本施策

- 施策1 利便性の高い交通通信体系
- 施策2 迅速な対応、体制の強化推進
- 施策3 水資源の確保と快適な居住空間の創出
- 施策4 ふるさとを守る住環境の創出

基本テーマ4 みんなが主役、絆によって集う町

自ら学び、考え、行動ができるような「生きる力」を持つ子どもたちの育成に努め、心身ともに健やかに成長できるよう、学校・地域・関係団体等との連携を図ります。

また、健康でいきいきと心豊かな生活を送るため、自ら生涯に渡って学習やスポーツに取り組むことができるよう、生涯学習や生涯スポーツの普及促進に努めます。

基本施策

- 施策1 心豊かな子どもたちの育成
- 施策2 自ら学ぶ生涯学習の推進
- 施策3 生きがいづくりの創出

基本テーマ5 町民の信頼に応え、住み続けられる町

住民自らが地域コミュニティ活動の担い手となり、まちづくりの主役として地域づくりに参画できるような仕組みを構築し、協働・共生のまちづくりを推進します。

また、質の高い安定した行政サービスを提供するため、広域連携による事務処理を推進し、効率的な行政執行体制を確立するとともに、自主財源の確保に努め、財政基盤の強化を図ります。

基本施策

- 施策 1 まちづくりへの町民参画
- 施策 2 地域を経営していく効率的な行政運営
- 施策 3 広域連携の推進

第3章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本方針

平成16年に策定した小竹町都市計画マスタープラン(目標年次:令和6年)において、「自然環境に恵まれた快適で安らぎのある、誰もが住みたくくなるような町」の形成を町の目標として掲げ、将来都市像を『キャンパス(小竹町)に希望を描けるまちづくり～夢・和・活～』と設定しています。

人口減少や少子高齢化という町が直面する課題が今後も進行することを想定しつつ、“小さな町だからこそ”の利点を活かした、持続可能なまちづくりを目指し、安全で安心、快適なまちの創造のために有効な土地利用を図っていきます。

第2節 土地利用

小竹町では、主要用途ごとの土地利用方針を定め、土地の有効利用を図ります。

①住居系

快適で良好な住環境の整備・保全に努め、計画的な住宅地の形成を図ります。

②商業・業務系

国道200号線と県道宮田小竹線が交差する周辺一帯の既成市街地は、商店と住宅が混在する地域です。そこを町の中心として、賑わいと活力のあるまちづくりを推進します。

③工業地

周辺の生活環境と調和した工業地として、地域を支える産業の企業集積を図ります。

④農地

優良農地の積極的な保全を図るとともに、地域ぐるみの営農体制の確立、中核的農家の規模拡大のための農用地としての流動化を促進し、農地の集積により農業生産性の向上を図ります。

⑤森林地

森林が持つ多様な機能(防災機能、環境保全機能、水源涵養機能、保健休養機能等)を考慮して、保全・整備を図ります。

⑥公園・緑地

総合運動公園を公園、緑地の核として位置づけ、地域に点在する小さな公園や緑地等をネットワーク化することで、点から面への展開を図り、都市と緑が一体となった特色ある環境づくりに努めます。

⑦レジャー・レクリエーション地

ゴルフ場や農園周辺をレジャーやレクリエーションの場として活用し、周辺の自然環境や景観の保全に努めます。

⑧水面

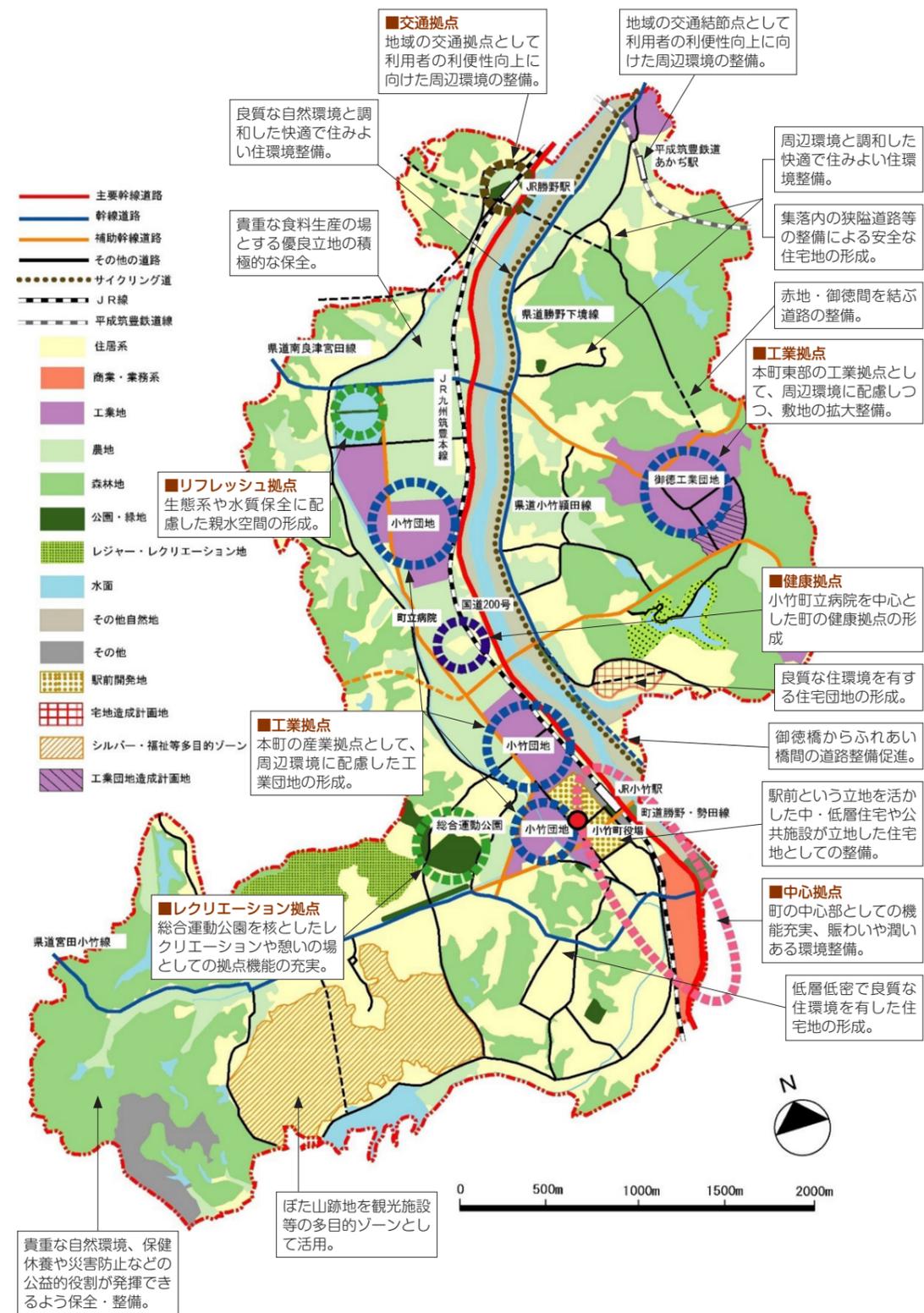
水と緑が織りなす豊かな景観を活用し、公園等の整備によるレクリエーション空間としての形成を図ります。また、住民や来訪者にとって安らぎの空間となるような親水性の高い整備を促進します。

⑨その他自然地

遠賀川河川敷の大部分は採草地ですが、遠賀川河川公園を憩いと安らぎの場として活用を図ります。

⑩駅前開発地

J R小竹駅西口周辺地を町の顔として、交通の利便性を活かした快適な住宅地、魅力ある商業地、公共施設用地として検討し、複合的な施設整備に努めます。



(参考) 小竹町都市計画マスタープラン土地利用構想図

第4章 目標とする将来人口

小竹町の人口は、昭和33年7月においては21,209人でありましたが、令和2年国勢調査では、町制施行以来最も少ない7,151人となっています。

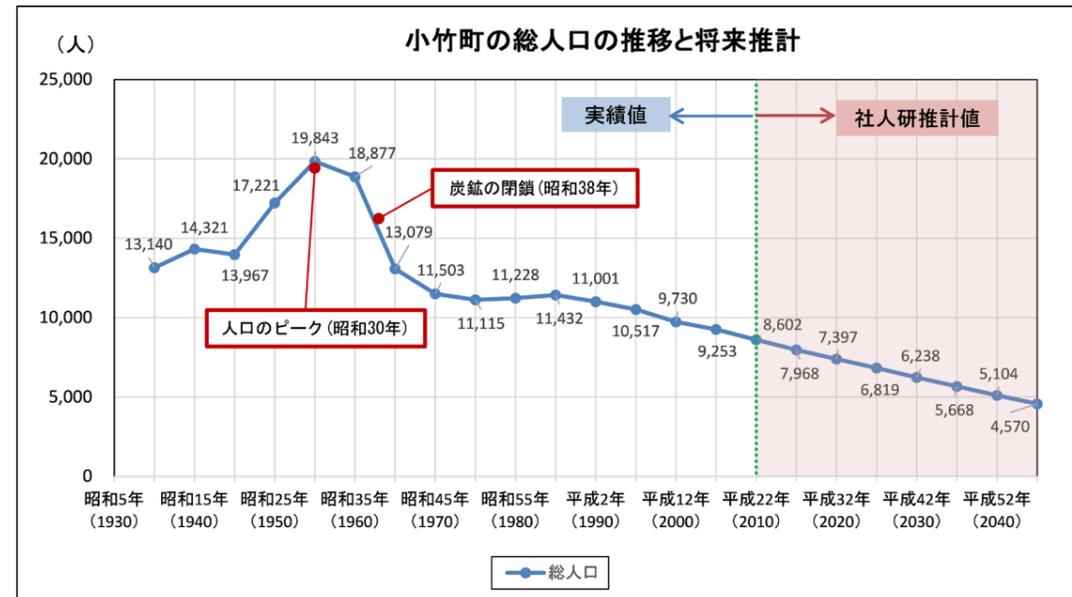
人口減少の大きな要因としては、近年の少子化による自然減と転入者の減少及び転出者の増加による社会減少が著しく、この人口減少は年数を経るごとに、さらに拍車がかかっています。

小竹団地に16社が企業進出し、町内人口の10%を上回る規模の雇用を確保したものの、町内定住人口増加のための居住環境整備が大きく立ち遅れ、人口減の歯止めに至っていないのが現状です。今後は、地方創生の理念に基づき、小竹町総合戦略や小竹町移住定住すみよか計画に掲げる事業を着実に実施することで、町外への流出を抑制し、町内への移住促進を図りながら定住人口の拡大を目指します。

あわせて、出生率の向上を図り、この総合計画の目標年度である令和8年度(2026年10月1日時点)において、総人口7,000人を維持できるよう取り組んでいきます。

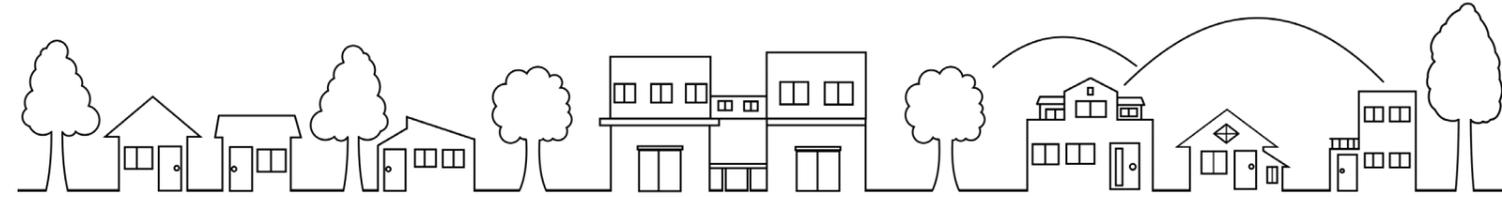
【目標とする将来人口】7,000人(令和8年10月1日時点)

小竹町人口ビジョン(一部抜粋)



問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

第Ⅲ編 後期基本計画



- 第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町
- 第2章 活気に満ち、発展を続ける町
- 第3章 安全・安心を実感し、快適に暮らせる町
- 第4章 みんなが主役、絆によって集う町
- 第5章 町民の信頼に応え、住み続けられる町

施策1 子どもたちが伸び伸び育つまちづくり

施策1-1 子育て支援の充実



現状と課題

近年、共働き家庭や核家族の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、さまざまな悩みや課題を抱える子どもや保護者が増える一方で、子どもの育成や子育て支援に対するニーズは多様化しており、子どもの健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが重要となっています。

小竹町においては、令和2年3月に「第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた幼児教育・保育の提供や子育て支援に関わる取組みを推進しています。今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てなど、子どもを生み育てることをめぐる諸問題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育事業及び子ども子育て支援事業の事業量の確保に向けた取組みを推進します。

また、共働き家庭や核家族の増加により、保育サービスの利用は増大するとともに、多様化しています。このような多様な保育ニーズに応えるために、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業等により、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組む必要があります。

施策の基本的方向

今後の年少人口の減少を見据え、より一層の子育て支援サービスの拡充や支援体制の充実等の少子化対策を強化し、すべての子育て世帯が安心して子育てができるまちづくりに取り組みます。

また、就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て家庭への支援を行うため、幼保連携型認定こども園の適切な運営を実施します。

主な取組

①子育てを支援する地域社会づくりの推進

「小竹町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けられるよう、子どもの成長と子育て家庭を行政や地域社会全体で支援する地域社会づくりを目指します。

②保育サービスの充実

働きながら子育てしやすい環境づくりを支援するため、延長保育や病児・病後児保育、一時預かりの保育サービスの充実に努めます。

③認定こども園の受入体制の確保

幼児教育・保育の無償化及び共働き家庭や核家族の増加により高まっている保育施設の利用ニーズに対し、保護者が安心して子どもを預け、就労ができるよう、認定こども園の受入体制の確保に努めます。

④結婚・出産・育児に対する支援の充実

結婚・出産・育児に対する切れ目のない支援の推進に加え、子育てに関する知識や情報等を提供することで、子育て中の家族が地域とのつながりをもちながら子育てができる環境を整備するとともに、引き続き、産後うつや育児の孤立化の予防に努めます。

⑤ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の支給や児童扶養手当の支給、就業支援など、国や県の規程に沿って実施するとともに、周知を図っていきます。また、就業中等で学童保育所や小竹こども園を利用するひとり親世帯の保護者について、優先利用や保育料の減額を行っており、これを継続していきます。

⑥療育事業の充実

乳児家庭への全戸訪問や乳幼児健診などで気になる子どもの早期発見を行うとともに、地域の医療機関やこども園、学校等との連携を強化し、子どもの成長に応じた必要な支援が切れ目なく提供できるよう、療育体制の充実と事業の推進を図ります。

⑦地域子育て支援拠点事業の充実

子育てに関する講演や親子で参加できる事業を実施し、育児不安、親子の孤立化を防ぐ取組みを行う拠点づくりに努め、また、気軽に相談できる体制づくりを行います。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|----------------|----|-----------|-----------|
| ファミリー・サポート登録者数 | 人 | 54 | 70 |
| こども園通常保育園児数 | 人 | 115 | 現行の水準を維持 |
| 年間学童保育利用世帯数 | 世帯 | 67 | 現行の水準を維持 |
| 新生児家庭全戸訪問割合 | % | 46 | 80 |
| 乳児家庭全戸訪問割合 | % | 100 | 100 |
| 子育て応援宣言企業数 | 社 | 15 | 20 |

施策2 生涯現役のまちづくり

施策2-1 高齢者福祉の充実



現状と課題

小竹町の65歳以上の高齢化率は、令和3年4月で41.75%と、国や県の平均を大幅に上回っており、令和22年度には50.0%になることが予測されています。

また、世帯構成では、高齢者単独世帯が26.64%、高齢者夫婦世帯が14.40%と高齢者のみの世帯が増加し、家庭での急速な介護機能低下が顕著となっており、さらには認知症の問題や8050問題なども顕在化してきました。

このような中、高齢者が地域の中で、健康で生きがいを持ち、社会参加や地域活動ができるよう、「小竹町高齢者保健福祉計画」を令和3年3月に策定し、地域包括ケアシステムの実現に向けた支援事業の整備と、高齢者自身が地域の一員として安心して暮らしていける地域づくりを目指しています。

今後も高齢者福祉の充実に向けて、高齢者が生きがいや幸せを感じられる取組みを継続していく必要があります。

また、高齢者のさまざまな事例に対応するため、多様な制度や資源を活用する総合的なケアマネジメント力の強化や、専門知識・ノウハウの蓄積、人材育成等が課題となっています。

施策の基本的方向

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム体制の推進・充実を図ることが必要です。そのために、健康づくり、閉じこもり介護予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者福祉・介護・認知症施策を推進します。

さらに、直面する高齢化社会に対応するため、保健・医療・福祉をはじめとして、住

第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町

宅、生活環境、教育等幅広い分野との実効性ある連携を保持し、総合的な取組みを展開します。

主な取組

①社会参加・生きがい活動の促進

高齢者が社会を支える重要な一員として、長年培ってきた知識や経験、技能等多様な能力を発揮することで、生きがいを感じ、地域のさまざまな場に参加することを促進します。

②介護予防の推進

高齢者が健康で住み慣れた地域で暮らし、長寿を喜べるまちとしていくため、保健・医療・介護の連携による介護予防施策の展開及び介護予防の普及啓発ときめ細かいサービスの提供に取り組みます。

③人材の確保・育成

在宅介護対象サービスをはじめとする在宅保健福祉サービスの充実や多様化する高齢者ニーズに対応するためには、人材の確保・育成が必要です。このために、マンパワーの確保と養成に取り組みます。

④地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターや関係機関・団体と連携し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防・医療・生活支援・住まい等のサービスが一体的に確保される体制である地域包括ケアシステムを着実に推進します。

⑤認知症高齢者施策の充実

認知症の正しい知識の普及及び認知症の予防とともに、認知症高齢者及びその家族が安心して地域で生活できる施策を展開します。

また、適切な介護のあり方等に関する知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深め、地域で見守り、支え合う意識を高めます。

⑥高齢者の権利擁護

地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者に対する虐待の防止や早期発見等高齢者の権利擁護に取り組みます。

第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|----------------------|----|-----------|-----------|
| 町内居住者のシルバー人材センター登録者数 | 人 | 48 | 65 |
| 認知症サポーター養成講座受講者数 | 人 | 85 | 120 |
| 介護予防ひまわりポイント事業参加者数 | 人 | 377 | 400 |

施策3-1 障がい者福祉の充実



現状と課題

障がい者一人ひとりの障がいの種類や特性によるニーズも多様化しており、それぞれの実情、特性にあった障がい者福祉サービスの充実を図ることが重要となっています。

小竹町の障がい者手帳所持者数は令和2年9月末で674人(身体障害者手帳:487人、療育手帳:101人、精神障害者保健福祉手帳:86人)で、近年減少傾向にあります。手帳所持率(総人口に占める手帳所持者の割合)は、同時点において9.1%微増しています。また、身体障がい者の約8割が65歳以上の高齢者となっています。

このような中、小竹町においては令和3年3月に障害者基本法に基づき、福祉施策の方向性を示した「第3次小竹町障がい者福祉長期計画」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの提供確保に関する計画である「第6期小竹町障がい福祉計画」及び「第2期小竹町障がい児童福祉計画」を一体的に策定しました。これらの計画に基づき、「小さな町の思いやり 笑顔が広がる こたけまち」を基本理念に、必要なサービスが計画的に提供されるよう数値目標や見込量を設定し、関係機関や各種団体と連携を図りながら、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等を実施しています。

今後ますます多様化するニーズに対応するため、国・県の施策の動向を見据えつつ必要なサービスを行うとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策の基本的方向

障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らせる生活環境づくりを目指し、地域生活支援事業の充実に努めます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した地域づくりを進め、社会参加や自立のための機能回復訓練及び医療の充実や雇用・就業に向けた就労支援施策の推進を図ります。

主な取組

①障がい福祉計画の推進

「第3次小竹町障がい者福祉長期計画」及び「第6期小竹町障がい福祉計画」、「第2期小竹町障がい児童福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの充実に努めます。

②地域生活支援の充実及び推進

住み慣れた生活環境で、充実した生活を送ることができるよう、訪問介護員の派遣や日常生活用具の給付、在宅福祉サービスなどのサービスを提供します。

③就労支援の推進

社会参加を促進し、地域社会での生活確保のため、就業支援や雇用の確保を推進します。

また、特別障害者手当や特別児童扶養手当などの給付により、経済的負担を軽減します。

④相談支援体制の強化

基幹相談支援センターや相談支援事業所、サービス提供事業所、他分野との連携を強化するとともに、人材育成のための支援を行うことにより、障がい福祉サービスの他、権利擁護などを含めた相談支援体制の強化を図ります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|----------------------|----|-----------|-----------|
| 一般就労への移行者数 | 人 | 2 | 5 |
| グループホーム利用者数 | 人 | 23 | 30 |
| 児童発達支援、放課後デイサービス利用者数 | 人 | 26 | 33 |

施策3-2 地域福祉の推進



現状と課題

近年、少子高齢化や高齢者の単身世帯、生活困窮世帯の増加、家族関係の希薄化などを背景として、自分の力だけで日常生活を営むことが困難な人が増加していること、また、支援を必要とする人たちの抱える福祉ニーズの複雑化・複合化が進んでいることが深刻な課題となっています。また、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともににつくっていく「地域共生社会」を目指しています。

小竹町においては、「第5次小竹町総合計画」の理念に基づき、地域やコミュニティでつながり支え合い、社会から孤立する人を生まないような福祉施策を進めています。

今後は、令和3年3月に策定しました「第2期小竹町地域福祉計画」を、本町の福祉施策の柱として、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援していくとともに、関係機関の協働による包括的支援体制の構築を図り、さらなる福祉文化の醸成に努めます。

施策の基本的方向

住民それぞれが他人事になりがちな地域づくりを自分のこと（我が事）としてとらえ、「お互いさま」の気持ちを育み、支え合いながら安心して暮らせるよう、地域における「人づくり、居場所づくり、関係づくり」に取り組みます。

地域生活における課題に直面したときに気軽に相談できる環境を作るとともに、早期発見ができる体制づくりを進めます。また、権利擁護機能の強化や複合的な課題に対応できるよう分野を横断する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

主な取組

①地域福祉計画の推進

「第2期小竹町地域福祉計画」に基づき、誰もが安心してつながりながら住み続けられるよう、地域共生社会の実現を推進します。

②地域における活動・交流の促進

自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、ふれあいサロン等地域で活動されている関係者の連携を促進するとともに、住民の地域活動への参加促進と交流の機会づくりを推進します。

③地域福祉活動を担う人づくり

地域での交流の場・機会づくりを進めるとともに、福祉教育の充実を図り、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなど活動に関わる人材確保・育成に取り組みます。

④相談体制の構築

住民が抱える地域生活課題を的確に把握し、解決に向けて関係機関とともに支援を行います。

また、住民の相談をまるごと受けとめる場の整備を行い、包括的な課題に対応できる相談専門人材「包括支援相談員（仮称）」を配置し、分野を横断する包括的な相談体制の構築を図ります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|---|----|-----------|-----------|
| 小竹町を住みやすい又はどちらかといえ ば住みやすいと答えた人の割合 | % | 42.5 | 50.0 |
| 地域づくりに参加意向を示す人の割合 （地域づくり事業等のお世話役として） | % | 41.9 | 50.0 |
| 地域づくりに参加意向を示す人の割合 （地域づくり事業等への参加者として） | % | 59.3 | 60.0 |

施策4 こころとからだを守るまちづくり

施策4-1 健康づくりの推進



現状と課題

食生活や社会環境の変化、高齢化の進展などにより、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、大規模感染症への対応も求められています。

小竹町では、生活習慣病に関する特定健診及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んできました。また、がんの早期発見・早期治療を行うため、がん検診受診の啓発や健診回数の増加など受診しやすい環境の整備に取り組んできました。また、乳幼児期における各種母子保健事業やこども園、小中学校を通じたむし歯予防事業、口腔ケア事業を実施しています。

住民の健康増進を推進するため、生活習慣病の発症・重症化を予防するとともに、社会生活を営むために必要な心身機能の維持及び向上等により健康寿命を延伸させることが重要です。そのためには、住民の健康に対する意識を向上させ、食生活の改善や運動習慣の定着等を促すとともに、特定健診やがん検診の受診率及び特定保健指導率の向上に努め、適切な医療や生活習慣の改善につなげる取組みが必要です。

施策の基本的方向

妊婦、子ども、成人、高齢者等すべての住民が、健康で安心した生活を送れるよう、医療機関等地域の関係者と連携しながら生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

主な取組

- ① 特定健診・がん検診の受診率向上
健診に関する情報提供や健診の必要性の周知を行い、受診率の向上に努めます。
- ② 生活習慣病予防・重症化予防の促進
生活習慣病にかかるリスクが高い内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者や予備群に対し、生活習慣病についての知識提供や運動・栄養に関する指導を行い、生活習慣病予防の促進に努めます。
- ③ 健康意識の醸成
若年期から「自分の健康は自分でつくる」という意識を醸成させるよう努めるとともに、健康づくり活動に取り組む組織の自主的な健康づくり活動を支援します。
- ④ 感染症予防対策の推進
新しい生活様式の普及・定着を促し、新たな感染症に対しても正しい知識による情報を適時に住民へ伝えるとともに、一人ひとりが健全な身体と心を維持できる取組みを推進します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|----------|----|-----------|-----------|
| 特定健診受診率 | % | 29.2 | 60 |
| がん検診受診者数 | 人 | 1,209 | 2,500 |
| 健康教室参加者数 | 人 | 148 | 2,000 |

施策4-2 医療体制の充実



現状と課題

町内の医療施設の状況は、町立病院を中心に病院1か所、診療所4か所、歯科診療所4か所が開設されています。数としてはある程度充足はしていますが、小児科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科などの特定診療科目の医療機関がなく、住民は近隣市町の医療機関を利用しています。しかも、町立病院を除く医療施設は、いずれも一次医療サービスを担っており、高度医療については、一部を飯塚市や直方市など他の地域に依存せざるを得ない状況にあります。また、町立病院では医師不足が深刻であり、継続した医療の提供が危惧されます。

住民は、安心して生活できる生活環境の中でも特に重要な地域医療体制の整備を望んでいます。今後も、地域医療の高度化を促進するとともに、超高齢社会に対応した適正な医療サービス体制の充実を図る必要があります。

救急患者については、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部において搬送の体制を整えており、休日・夜間の急患診療においても、直方・鞍手広域市町村圏事務組合休日等急患センター、在宅当番医制、病院群輪番制によって対応していますが、今後とも、医療提供体制の整備が必要です。

また、近年では情報社会の発展に伴い、遠隔医療などのAI・IoT技術を活用した取組みも見られています。小竹町においても、移動手段を持たない高齢者や障がい者が多く、今後必要となっていくことが想定されることから、活用に向けて検討していく必要があります。

施策の基本的方向

住民の誰もが必要な医療を受けられるように、医療機関が患者に対して、適切な医療を提供できるような体制の確保に努めます。そのために、医療機関との一層の連携によ

り、適切な受診やかかりつけ医の必要性について啓発していきます。

主な取組

①地域医療の充実

地元医師会、各医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、医療機関の機能充実を促進し、医療提供体制の確保により、地域医療の一層の充実に努めます。

②町立病院の医療機能強化

地域医療の充実を図るため、町立病院の経営健全化に努めるとともに、高度医療、救急医療に対する医療機能を強化します。

③救急医療体制の確保・充実

一次救急医療体制としての在宅当番医制度、二次救急医療体制として病院群輪番制度の充実を図り、救急医療体制を確保します。

救急医療施設と救急患者搬送機関の連携を強化し、救急医療体制の充実に努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|--------------|----|-----------|-----------|
| 町立病院予防接種実施数 | 人 | 1,229 | 1,300 |
| 町立病院特定健診受診者数 | 人 | 23 | 60 |

施策4-3 保険制度・年金制度の安定化



現状と課題

国民健康保険制度は、高齢化社会の進展や医療水準の高度化に伴って一人当たり医療費の増加傾向が続いており、これらの給付を支える国民健康保険税の収入も、被保険者の減少と近年の社会経済情勢のマイナス影響を受け減少傾向にあり、その運営状況は非常に厳しいものとなっています。このため、平成30年度からは国民健康保険の財政運営は都道府県単位の広域化で行う制度改正が行われ、小竹町もこれに対応するとともに、国民健康保険特別会計における累積赤字解消も急務の課題です。

今後も、医療費適正化対策の強化や国民健康保険税収及び国等の交付金の財源の確保を図り、健全な財政運営を目指すことで、住民が安心して医療の給付を受けられるように努めていく必要があります。

国民年金制度については、老後や事故等不測の事態の際、必要な給付を行うことにより、生活の維持及び向上を目的とした制度ですが、頻りに法律改正がなされており、住民にとって非常にわかりにくい制度となっています。国民年金を主要な社会保障制度のひとつとして維持していくためにも、制度に対する理解向上と加入促進に向けて、啓発活動や相談業務を行い、普及促進に努めます。

施策の基本的方向

住民が安心して健康な生活を送ることができるよう、国民健康保険特別会計の健全運営に努めるとともに、国民年金制度の周知徹底を図ります。

主な取組

①医療費の適正化

年々増加する医療費を抑制するためには、住民自らが自身の健康を守り、医療費のかからないまちづくりを進めることが重要です。このため、かかりつけ医の推進や適正受診などに関する啓発をはじめ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）やレセプト点検事業の強化を行うことにより、医療費の適正化を図ります。

②国民健康保険制度の安定化

国民健康保険制度の維持・安定化を図るため、国民健康保険税の適正な賦課・徴収による医療費の財源確保や健康対策・地域保健など、関係機関との連携を深め、被保険者の医療費水準を適正なものに導く取組みをより一層進めます。

③国民年金制度等に関する周知の推進

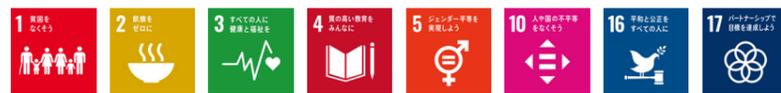
日本年金機構と連携をとりながら、住民にとって国民年金制度がより身近なものとなるようわかりやすい制度周知に努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|---------------------------------------|----|-----------|-----------|
| 国民健康保険税徴収率（現年分） | % | 89.80 | 95.00 |
| 国民健康保険被保険者の1人当たり年間医療費における本町と福岡県平均額の比率 | % | 133.50 | 100.00 |

施策5 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり

施策5-1 人権の尊重



現状と課題

人権を尊重する社会づくりのためには、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を十分に尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育や啓発活動が一層重要になってきています。

こういったことから、小竹町では従来から、積極的に人権意識の高揚を図り、人権という普遍的文化の創造を目指して、人権教育及び啓発活動を展開し、研修・広報・情報提供の努力を行ってきました。今後も引き続き「人権教育及び人権啓発に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発指針」及び「小竹町あらゆる差別の解消の推進に関する条例」、「小竹町人権教育・啓発指針」に基づき、人権の尊重を理解し合い、差別や偏見のない明るいまちづくりを目指していくことが重要であると考えます。

町行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の視点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、住民一人ひとりの課題であり、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため、住民、各団体、事業所と行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進する必要があります。

施策の基本的方向

小竹町においては、人権が尊重される社会づくりの担い手は住民であるとの理念のもとに、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、住民がそれぞれのライフスタイルに応じて基本的人権の尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人権擁護の確立された差別のないまちづくりの実現を目指し、人権教育及び啓発の充実、差別意識の解消のための施策を推進します。

主な取組

①人権教育・啓発の推進と相談体制の充実

人権という普遍的文化の創造を実現するため、すべての住民が人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、差別や偏見のない明るいまちづくりを目指して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談に的確に対応するための体制を強化します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|---------------|----|-----------|-----------|
| 人権研修会実施回数 | 回 | 0 | 2 |
| 人権に関する啓発の実施回数 | 回 | 0 | 2 |
| 人権相談の開設回数 | 回 | 0 | 1 |

施策5 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり

施策5-2 男女共同参画の推進



現状と課題

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、ともに社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、性別に関わりなくその個性と能力を發揮することができる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

今後、小竹町の男女共同参画を進めていくには、男女の人権を尊重する教育や学習の充実と意識改革、社会制度・慣行の見直し、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、男女共同参画に関する認識を深め定着させるための広報・啓発活動などを行っていく必要があります。

施策の基本的方向

男女ともに互いの人権を尊重し、協力し合い、個性や能力をあらゆる場で發揮することができるよう、生涯にわたる男女共同参画の学習機会や、関係機関との連携による男女共同参画に関する相談体制の整備・充実を図ります。また、男女の意見がともに反映され、バランスのとれた施策が当たり前に進進できるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整えます。

また、男女共同参画社会の形成を実現するため、「小竹町男女共同参画計画」に基づき、施策を総合的、計画的に推進します。

主な取組

①男女共同参画の意識づくり

広報紙やホームページ等に記事を掲載するなど、住民に向けた情報発信を行い、啓発

活動を推進します。

②政策、方針決定の場への男女共同参画の推進

町の審議会等への女性の積極的な登用を推進します。あわせて、人材の発掘に努めるとともに、環境を整えます。

③地域活動・防災活動・災害時における女性の参画拡大

自治会や自主防災組織に対し、活動への女性の積極的な参加を呼びかけ、男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりを推進します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|------------------------|----|-----------|-----------|
| 町の広報紙やホームページに記事を掲載した回数 | 回 | 0 | 1 |
| 審議会などの委員の女性委員の割合 | 回 | 33 | 50 |
| 自治会及び自主防災組織に対する研修の実施 | 回 | 0 | 1 |

施策6 自然と共生する環境のまちづくり

施策6-1 ごみ処理・資源循環の推進



現状と課題

小竹町では、平成元年7月から家庭ごみの有料指定袋制を導入し、ごみの減量化を推進してきました。固形燃料用ごみ（RDF（旧燃えるごみ））は週2回、びん・缶類、ペットボトル、粗大ごみ及びその他の燃えないごみの3種類については、それぞれ月1回分別収集し、泉水最終処分場において資源ごみの再分別を行い、再利用を推進しています。

事業系一般廃棄物についても、平成18年4月から指定袋制に移行したことにより、減量化を推進してきました。

可燃ごみは焼却処理を行っていましたが、平成14年12月からのダイオキシン規制に伴い、宮若市外二町じん芥処理施設組合において、平成14年9月から可燃性一般廃棄物及び可燃性粗大ごみをくらしクリーンセンターで固形燃料化し、製造されたRDFを大牟田リサイクル発電株式会社において、蒸気・電力等のエネルギーとして再利用しています。しかし、令和4年度末で大牟田リサイクル発電株式会社での処理が終了するため、令和5年度からはRDFを山口県の宇部興産株式会社で処理する予定です。

平成25年4月1日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されたため、町役場、中央公民館等の公共施設に小型家電回収用のボックスを設置し、小型家電の回収を開始しました。同年10月に「水銀に関する水俣条約」が外交会議において採択、署名が行われた事を受け、役場庁舎内の蛍光灯を資源物として回収していましたが、平成28年4月からはそれを拡大し、家庭で発生する蛍光灯や水銀体温計等の水銀含有廃棄物についても役場窓口で資源物として回収し、水銀やガラス等の再資源化を推進しています。

また、資源循環型社会を推進するため、平成17年1月から役場前において、毎月第3日曜日に資源回収事業を実施していることに加え、平成19年7月から宮若市外二町じん芥処理施設組合のくらしクリーンセンターのストックヤードにおいても、毎月第1及び第3日曜日に、資源物拠点回収として、資源物を回収する事業を開始しました。

現在では、小型家電及び水銀含有有害廃棄物を含む15品目の資源物を回収しています。

令和4年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、パソコンを主とする小型家電等の再資源化を促進するため、同法の認定事業者と連携して宅配便による小型家電の回収を開始します。これにより、住民サービスの向上及び資源の有効活用の促進を図ります。

なお、本町では、廃棄物が適正に処理され、誰もが安心して快適に暮らせる地域社会を確立するため、平成21年度から監視カメラを不法投棄重点監視地域に設置し、不法投棄の防止に一定の効果を上げています。大型の不法投棄事例は減少したものの、ポイ捨てごみは減少していないため、監視体制や啓発を充実させていく必要があります。

一方、し尿処理については、小竹町、飯塚市及び嘉麻市で構成するふくおか県央環境広域施設組合において、広域かつ効率的処理を行うとともに、発生する汚泥の有効利用に取り組んでいます。また、生活排水対策として、合併処理浄化槽の普及促進にも取り組んでいます。今後もこれらの施策を継続し、資源循環型社会を目指します。

施策の基本的方向

生活様式の多様化により、年々増加し続けるごみの処理に対応するため、じん芥処理業務の恒久的処理業務体制を確立し、衛生的かつ快適な生活環境を堅持する観点から、また、資源循環型社会の構築を目指すうえからも、一般廃棄物の減量化、再資源化をさらに推進します。

し尿処理については、今後もふくおか県央環境広域施設組合においての広域かつ効率的処理を継続するとともに、合併処理浄化槽の普及を図るなど、資源循環型社会の構築を目指します。

主な取組

①ごみの減量化と資源のリサイクル化の推進

住民の理解と協力のもとに、固形燃料用ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分別を徹底するとともに、新聞・雑誌、ダンボール、布類などの品目については、旧役場前における資源回収を、また、くらしクリーンセンターストックヤードにおける資源物拠点回収事業も継続して行っていきます。

②自家処理の普及促進によるごみの減量化推進

一般家庭から排出される可燃ごみのうち、自家処理（コンポスト・EM菌・電動生ご

第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町

み処理機)による肥料化がごみの減量化につながり、家庭菜園等の肥料としても有用であることを啓発することにより、コンポスト等を普及促進して、ごみの減量化を推進します。

③不適正処理対策

不法投棄防止対策としては、「小竹町の環境を良くする条例」に基づき、平成20年4月より各自治会の環境衛生組合長に小竹町環境美化推進員を委嘱し、清掃活動や不法投棄等を発見した場合の通報をお願いしてきました。また、監視カメラ、警告看板の設置や監視パトロールの実施などの対策を継続していきます。

④環境教育の取組

ごみ分別の徹底、資源回収活動の奨励、不法投棄及びポイ捨てごみの削減に向けた意識変容、行動変容を促すため、学校教育や生涯教育と連携していきます。

⑤し尿処理

ふくおか県央環境広域施設組合においての広域的かつ効率的処理を継続するとともに、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|------------|----|-----------|-----------|
| 資源ごみ回収量 | kg | 114,014 | 160,000 |
| 環境美化運動参加者数 | 人 | 中止 | 3,000 |

第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町

施策6 自然と共生する環境のまちづくり

施策6-2 エネルギー対策の推進



現状と課題

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響による自然災害の増加・激甚化など、地球規模で環境問題が深刻化してきており、環境への意識、関心が高まっています。電気・ガス・石油などのエネルギーや資源は、現代社会において生活に欠かすことのできない重要なものです。しかし、大量のエネルギー消費は、地球温暖化や生態系の破壊など環境に対して大きな影響を与えます。

小竹町では、平成23年3月に「小竹町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設の二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。また、令和3年6月には、2050年までにCO2排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、エネルギー対策の見直しを図ってきたところです。

このように地球温暖化対策の推進を今後も強化し、地球全体として省エネルギーに貢献するとともに、事業者や住民に対する啓発活動及び公共施設における再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の構築を目指す必要があります。

施策の基本的方向

省エネルギー対策の推進強化を図るとともに、地産地消による再生可能エネルギーの創出・活用を推進します。

主な取組

①地球温暖化対策の強化及び啓発

二酸化炭素排出量の削減に向け、庁内の取組みを強化するとともに、事業者や住民に

第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町

対し、広報やホームページ等を活用した地球温暖化対策に関する啓発活動を推進することで、脱炭素社会の構築を目指したライフスタイルへの転換を図ります。

②環境に配慮した庁舎の管理運営

電力の地産地消を推進し、再生可能エネルギーの導入による公用車のEV化を図るとともに、外気温や庁舎室内の温度に応じて、適宜空調の設定温度を調整することで、庁舎の電気消費量を抑制します。

③防災拠点への蓄電池設備の導入

災害時に備えたエネルギー対策として、防災拠点となる施設への蓄電池設備の導入を図ります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|------------------------|----|-----------|-----------|
| 住宅用地球温暖化対策設備設置費助成金申請件数 | 件 | 14 | 20 |
| うちエコ診断実施件数 | 件 | 中止 | 5 |

第1章 優しさを感じ、住みたいと思える町

施策7 快適で緑豊かなまちづくり

施策7-1 住宅と住環境



現状と課題

良質な住宅と良好な住環境を確保することは、健康で心豊かな生活を営むうえで重要です。また、移住定住施策を促進するうえでも、住宅に関する施策の充実は非常に重要です。住みたくなる環境の条件には、就業の機会や教育環境などさまざまな条件が考えられますが、やはり自然環境等に恵まれた住居の取得費用や賃貸料が安価であることは魅力のひとつと思われます。

社会情勢や多様な住民のニーズを的確に把握しながら、各種の住宅関連整備を計画的に推進していく必要があります。高齢者や障がい者も含めて、誰もが居住について不安がなく、安全で安心して快適に暮らせる住宅や住環境の整備が、小竹町のまちづくりに大きく影響します

小竹町は、令和3年4月1日現在、6団地519戸の町営住宅を管理していますが、耐用年数を超えた住宅が半数を超えています。また、住戸面積が40㎡以下の狭小な住宅、居住水準の劣る住宅、住居設備が未整備な住宅、高齢者や障がい者にとって危険な段差があるなど対応の遅れた住宅が見受けられます。

このような問題を解決すべく本町では、令和3年4月に「小竹町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、長期的な視点を含めた効率的な更新・改修等、また、バリアフリー化を推進する必要があります。

その他には、1団地80戸の定住促進住宅を平成22年に取得し、指定管理者にて運営をしています。

今後、人口・世帯数の減少により空き家が増加することは明らかで、空き家対策が住環境の確保に重要となります。空き家対策には、問題のある空き家（特定空き家）の除去と、まだ活用し得る空き家の有効利用という二つの方向性があります。特定空き家の除去については、所有者による自主的撤去を促すために、条例整備や財政支援を進める必要があります。また、有効活用については、今後コンパクトシティ化を考慮しエリアを絞って財政支援を行い居住者を呼び込むなど、地域活性化と同時に進めることが重要

になってきます。

施策の基本的方向

令和3年4月に策定した「小竹町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的な更新・改修等を推進し、引き続き維持管理に努めます。

若者の定住や移住の促進に向けて、中高層住宅や一戸建て住宅など、多様な住宅建設を促進するため、民間資本による開発の適正な誘導等に努めます。

主な取組

①町営住宅の計画的な更新・改修と適正管理

「小竹町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅を計画的に整備することにより居住水準の向上を図るとともに、少子・高齢化への対応などに配慮した町営住宅の確保に努めます。

②生活基盤に優れた住宅地供給

若者の定住や移住の促進に向けて、住居確保が地域経済再生のためにも必要なことから、民間資本による開発の促進に努め、生活道路や通学路、公園・緑地や下水道などの生活基盤に優れた住宅地供給を図ります。

③空き家対策事業

危険となる特定空き家等の調査・認定を行い、所有者に適切な管理を促進していきます。また、有効活用については、町内の空き家情報を町内外に向け発信するとともに、空き家の流通促進、移住・定住促進を図っていきます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|-------------|----|-----------|-----------|
| 公営住宅管理戸数 | 戸 | 519 | 現行水準維持 |
| 特定空き家への対応件数 | 件 | 0 | 3 |

施策7 快適で緑豊かなまちづくり

施策7-2 公園・緑化



現状と課題

公園や緑地は、自然とのふれあいを通じて、健康づくりや心身の癒し効果をもたらします。また、身近に楽しめるレクリエーション効果、自然と人と地域との関係性を向上させる機能を持っています。

災害の発生時においては、避難場所や防災の拠点となるなど、地域での防災力の向上機能も有し、大きな役割を担っています。

小竹町内の緑地としては、新多小峠地区の保安林をはじめとして、本入・塩頭・権現堂等のため池周辺の町有林・民有林からなっています。

公園としては、町の中央に位置する運動公園が、自治会をはじめとする各種団体の活動や行事・イベントの会場として利用され、人々の憩いや交流の場となっています。

なお、平成27年度に整備を行った遠賀川河川公園については、貴重な水辺空間を有していて、親水性に富んだ公園として、今後の利活用が大いに期待されます。

今後は、公園の長寿命化を図り、住民の利用を促進する必要があります。

施策の基本的方向

住民の身近な憩いの場として、緑化推進や緑化活動に対する住民意識の高揚を図り、緑地の確保と適正管理に努めます。計画的な公園の整備を行うとともに、住民が身近な公園として愛着が持てるように、地域と連携した公園の管理を推進します。

主な取組

①公園の機能保全

既存の公園については、高齢者や障がい者、子どもたちが安全安心に利用できるよう、公園機能を保全します。

②住民参加による公園づくりと管理

公園等の整備については、計画策定段階から住民が参加し、自主性、主体的な関わりによる公園づくりに努めます。また、公園の適切な維持管理を図るため、住民ボランティアによる清掃等の積極的な参加を促進することが必要です。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|-------------------|----|-----------|-----------|
| 公園内での事故件数 | 件 | 0 | 0 |
| 河川公園を活用したイベント実施回数 | 回 | 1 | 3 |

施策1 地産地消を推進する農業の振興

施策1-1 農業の振興



現状と課題

小竹町の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足が進行しており、農家数が減少しています。農業の将来の担い手となる認定農業者を育成することや、法人化の促進を含めた取り組みが必要です。

農業を取り巻く環境は、国際化の進展や農業従事者の減少、高齢化といった時代の大きな流れの中で変化しています。このため、農業経営においても既存の農業形態からの脱却を図るため大胆な意識改革と転換策等により、自主的な経営努力を行う必要があり、土地利用型農業を中心に担い手への農地集積や生産コスト低減に向けた動きの加速化が急務です。

農産物の競争力を高めるために、町内農産物のブランド化や流通・消費の拡大に対応可能な生産や販路の拡大、6次産業化などの新たな取り組みの強化策などが必要となってきます。消費者に安全・安心で新鮮な農産物を供給することを目的として、地産地消運動の推進を図るとともに、関係団体との連携などにより、営農意欲が向上するような事業展開を図っていくなど、多面的な役割の発揮に向けた施策を推進していく必要があります。

有害鳥獣による農業被害が深刻化したことにより、農家の耕作意欲が低下するのみならず、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加に拍車をかけています。有害鳥獣の個体数増加による自然生態系への影響も心配されます。一方で、高齢化等で捕獲の担い手が減少していることから、狩猟者の確保も含めた総合的な獣害対策の推進が必要です。

施策の基本的方向

新規就農者の育成・支援や担い手への農用地の集積推進をはじめ、担い手同士の連携、スマート農業の推進など、地域の実情にあわせながら、新たな担い手や組織が参入しや

い環境づくりを進めます。

また、安全・安心に支えられた地元産であることを全面に、町内農産物の品質維持、安定生産による供給力の向上を図り、地産地消の取組みを推進します。

その一環として、本総合計画を食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として位置付け、健全な食生活を実践できる力を育む基盤を築きます。

主な取組

①農業生産基盤の整備

国や県と連携し、老朽化した農業用施設の改修を通じて生産性の向上に取り組むとともに、多面的機能支払交付金を活用した地域住民協働による農業資源の保全活動を推進します。

また、有害鳥獣による農産物への被害防止対策として、侵入防止柵等設置補助や有害鳥獣の集中的な捕獲と被害軽減のための指導などを行うことを目的に設置された鳥獣被害対策実施隊の活動強化や農業者自ら捕獲を担う体制づくりに引き続き取り組めます。

あわせて、スマート農業の推進により、農業者の省力化や収量の向上・高品質生産に取り組む、認定農業者等の経営規模の拡大を図ることにより、持続可能な農業経営体を育成します。

②多様な担い手の育成・確保

産地としての魅力・強みの強化や成功した農業者にスポットを当てるなど、PRを強化することで意欲ある新規就農者を確保するとともに、認定農業者の育成、認定農業者等の法人化や経営の多角化・複合化を推進します。

③環境に配慮した農業形態の実現

安全で安心できる農産物の生産と環境に配慮した農業生産活動を促進するため、自然にやさしい持続性の高い環境保全型農業の仕組みづくりに取り組めます。

また、畜産業の振興を図るとともに堆肥の供給や飼料作物の生産等による耕畜連携に取り組めます。

④農畜産物のブランド化及び販売強化

地域特性を活かした農畜産物の生産と消費者から信頼される産地形成及びブランド化を目指し、高品質の米や野菜を中心とした多品目生産、黒大豆や米をはじめとした小竹町産のブランドイメージの構築とPR、地域内での地産地消、農産物加工製品の開発や

生産から販売まで可能な6次産業化に取り組めます。

⑤「食育」推進イベントにおける連携

現在町が実施している食育教室と農業が連携し、講話や料理教室等のイベントをとおして、生産農家の紹介や、作付け品目についての紹介、作物を作るにあたってのこだわり等を参加者に伝え、農業の面からも食に関する学習の機会や情報提供を進めていきます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|-----------------|----|-----------|-----------|
| 新規就農者数 | 人 | 0 | 5 |
| 特産品登録品数 | 品 | 0 | 3 |
| 地域おこしイベントへの出店回数 | 回 | 3 | 10 |

施策2 事業拡大を目指す工業の振興

施策2-1 工業の振興



現状と課題

小竹町は、福岡市・北九州市の双方の政令市の中間地点にあり、交通及び経済圏において両都市圏をカバーする位置的にも恵まれた環境にあります。

工業の振興においてポイントとなる優れた輸送環境として、高速道路のインターチェンジ、町の中心部を走る鉄道、大型輸送のための空港及び港などへのアクセスに優れ、九州全域はもちろん、アジアを視野に入れた抜群の立地環境にあります。

小竹町では、国・県・関係機関との連携を図りながら地域経済の活性化と雇用の場の創出のため、企業誘致活動に取り組んできました。

町内の工業団地は完売状態であり、既存企業の優秀な人材の確保、技術力の向上、経営基盤の強化等を図る必要があるため、関係機関と連携して、適切な情報提供や企業間の連携を強化する体制づくりなどの支援の充実を図ることが求められています。

施策の基本的方向

国・県・関係機関との連携を図りながら地域経済の活性化と雇用のさらなる確保を図ります。

商工会等関係機関と連携し、中小企業の経営基盤の強化や育成のための経営革新など、総合的な中小企業の支援を行います。

主な取組

① 経営力強化に向けた支援

地場企業の振興と雇用の場の確保・拡充を図るため、資格取得やスキルアップ支援等

の人材育成に係る支援や、関係機関と連携した中小企業の経営の安定と高度化の支援、地場企業のPRに取り組みます。

② 経営基盤の強化

商工会等関係機関と連携しながら、相談・指導体制の強化と各種助成制度等の有効活用を促進し、経営基盤の強化を支援します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|------------------|----|-----------|-----------|
| 雇用促進奨励金申請件数 | 件 | 0 | 2 |
| 小竹団地就業者の町内居住者の割合 | % | 13.9 | 就業者の2割 |

施策3-1 商業の振興



現状と課題

小竹町における商店等を取り巻く環境として、近隣の飯塚市や直方市の郊外型大型店舗への購買力流出により小売業は厳しい環境におかれ、商店の後継者不足や空き店舗問題が深刻な状況にあります。

これに対し、地域商品券の発行により消費を喚起し、町外への消費流出を抑制し、商店等の活性化を図っているほか、商工会が実施する創業スクールなど、創業を目指す人の支援を行ってきました。

また、単身高齢者の増加や商店の衰退などによる買い物弱者の増加が社会問題となっており、一部の地域で移動販売車による買い物支援事業に取り組んでいます。

今後は、町内の商店を活性化するため、個々の店舗の自助努力を促すとともに、大型店や他の商業集積地では求めることのできない、消費者が必要とするモノとサービスを提供できる店づくり、消費者の購買意欲が湧くような魅力ある商店づくりに努める必要があります。

同時に、小竹駅西口周辺開発とそれに伴う交通体系の見直しを推進して、新しい商業基盤の整備を展開する必要があります。

施策の基本的方向

商工会と連携を図りながら、消費者ニーズを的確にとらえ、既存店舗の経営の合理化や近代化を促進し、住民の消費生活の利便性向上や商業の拡充・強化を図ります。

小竹駅西口周辺開発と関連する周辺整備の動向を見ながら、他の産業との連携により、新しい商業・サービス業の形態を展開するため、関係機関との協働体制の強化を図ります。

主な取組

① 経営安定化への支援

商業の活性化を図るため、商工会との連携により、創業スクールを開催し、新規創業者の開拓はもとより、創業から間もない経営者の経営基盤の安定に向けた支援を行います。

② 経営基盤の強化

商工会を通じ、経営・労務・金融等の相談や経営体質の改善への対応を図る企業への支援により、中小企業の経営基盤の強化に努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|-----------|----|-----------|-----------|
| 新規・第二創業者数 | 人 | 1 | 3 |
| 新規創業店舗数 | 店 | 1 | 3 |

施策4 歴史と創造による観光の振興

施策4-1 観光まちづくりの振興



現状と課題

小竹町には、遠賀川に代表される豊かな自然環境や長崎街道などの歴史ある地域資源が残されていますが、観光資源として十分に活かしきれいていません。町の知名度も低く、観光入込客の大半はゴルフ場利用客で、それ以外の観光目的の来訪者はほとんどありません。また、町の中心部となるJR小竹駅周辺は、住宅地や商店、飲食店が少なく、「町の顔」らしき拠点が無いのが現状です。

「長崎街道まつり」や「ひがな花まつり」など、小竹町観光まちづくり協会や住民主体によるイベントの開催により住民意識の向上が図られていますが、さらに地域の魅力を掘り起こし、小竹町の地域資源を活用した交流の拡大を図る必要があります。そのためには、小竹町ブランドの開発やPRを進めるなど、小竹町を広くアピールして知名度の向上を図るとともに、多くの来訪者に気持ち良く過ごしてもらうためのメニューづくりや施設の整備を図る必要があります。

施策の基本的方向

魅力あふれる、個性的なまちづくり、地域づくりに取り組み、移住者や定住者が増える『まちづくり』と、交通の利便性や、自然、歴史、文化、産業、人材などの地域資源を活かした『観光』が結び付いた『観光まちづくり』の推進を図っていきます。

主な取組

①情報発信・PRの強化

国内外の誘客を図るため、小竹町の魅力ある自然や農産物、文化財、地域の人材など

小竹町特有の地域資源を紹介する冊子や外国語表記入りの観光マップなど、PR物資の強化に努め、SNSも活用した効果的な情報の発信を図ります。

②地域ぐるみの観光振興

観光ガイドなどの人材育成・活用等を通じて、住民、観光客の双方が小竹町の魅力を見つめ直し、愛着と誇りを醸成します。

町内の観光に関連する事業実施・管理について、事業者、観光まちづくり協会、住民、行政それぞれが自らの役割を果たす観光振興の推進体制、事業管理体制を構築します。

③一体的・持続的な観光振興

町内の観光に関連する事業実施・管理について、事業者、観光まちづくり協会、住民、行政等が、それぞれの担う役割に応じて取り組み、小竹町の観光を持続的に推進・管理する体制を構築します。

特に事業の企画段階から意見を共有し、同じ方向性を持って進めるための場を整備し、観光を取り巻く環境の変化に対応し、柔軟でフットワークの良い体制整備を構築します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|------------|----|-----------|-----------|
| 観光入込客数 | 人 | 44,050 | 100,000 |
| ふるさと納税返礼品数 | 品 | 117 | 200 |

施策1 利便性の高い交通通信体系

施策1-1 道路体系の整備



現状と課題

小竹町は、その昔から町の中心部を長崎街道が通り交通の利便性の高い町です。現在も国道200号線が南北に町内を縦断しており、本町はもちろん、近隣市町の大動脈としても地域の道路交通を円滑にしています。

県道の4路線については、幹線道路である国道を補完する機能を有し、生活道路としての町道と効率的に結ぶ役割を果たしています。また、小竹工業団地と宮田工業団地を連絡する道路は、交通アクセスの時間短縮が図られるとともに、国道200号線から主要地方道福岡直方線を結ぶ広域産業循環道路として形成されることにより、人の移動のほか物資の輸送など、交通の利便性の高い町の一助として、町内各企業にとって、物の流通性を高める効果や雇用機会の確保が期待されています。

町道については、現在585路線を有し、住民にとって最も密着した生活道路であり、道路新設・改良・維持補修など計画的な道路整備を推進していますが、路線延長の33.6%が消防車や救急車など緊急車両が通れない幅員3.5m未満の未改良道路となっています。

また、歩行者の安全確保と円滑な交通を図るため、道路の整備はもとより、歩道の整備やバリアフリー化などの整備が求められており、安全で安心な道路網の整備が必要となっています。

施策の基本的方向

広域道路網の整備促進として、広域的なつながりや高速道路へのアクセス、小竹町の道路ネットワークの強化のため、関係機関と連携し、一般国道、県道等の主要幹線道路の整備を促進します。

また、国道や県道等とあわせて、町内の道路のネットワークを形成し、安全・安心で

便利な暮らしと活力ある産業活動等を支えるため、主要な町道や農道等の整備を進め、持続可能な生活交通の確保に取り組みます。

主な取組

① 町内外をつなぐ広域道路網の整備促進

広域的なつながりや高速道路へのアクセス、小竹町の道路ネットワーク強化のため、関係機関と連携し、一般国道、県道等の主要幹線道路の整備に協力します。

② 町内の道路ネットワークの充実

国道や県道等とあわせて町内の道路網ネットワークを形成し、安全・安心で便利な暮らしと活力ある産業活動等を支えるため、主要な町道や農道等の整備に取り組みます。

また、橋梁の維持等の道路メンテナンスについて、道路の新設改良とあわせて優先度を検討しながら必要な整備に努めます。

③ 安全で快適な道路環境と維持管理の充実

安全で快適な交通環境づくりのため、交通安全施設等の整備や道路の利用者にわかりやすい路面標示に取り組むとともに、小竹町公共施設等総合管理計画、長寿命化修繕計画に基づいた事業展開による道路の維持管理の充実と長寿命化に取り組みます。

④ 生活交通の維持と確保

地域の暮らしを支える交通手段を効率的かつ効果的に確保するため、JR福北ゆたか線、平成筑豊鉄道、小竹町巡回バスなどの総合的な運行体系の構築に努めます。

利用実態に応じた交通モード・車両の規模・便数の検討を行い、持続可能な公共交通の実現を図ります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|----------------|----|-----------|-----------|
| 道路管理の瑕疵による事故件数 | 件 | 0 | 0 |

施策1 利便性の高い交通通信体系

施策1-2 公共交通の整備



現状と課題

小竹町は、JR福北ゆたか線と平成筑豊鉄道の2つの鉄道路線があり、町内に3駅を有していますが、利用者数が減少傾向にあることから、交通事業者の採算性は厳しくなっています。

また、民間路線バスの廃止による公共交通バス不便地域については、直営による巡回バス及びワゴンを無料で運行し、通勤、通学、買物、通院等の利便性を確保していますが、今後は公共交通の持続的運行のための財源確保も課題となっています。

施策の基本的方向

既存公共交通の維持・確保を目指し、住民意識の向上や利用者増加を促進するため、法定協議会である「小竹町地域公共交通会議」において関係機関や住民の方と協議を重ね、利用者のニーズに応じた利便性の高い交通環境を整備するとともに、誰もが安全で利用しやすい公共交通の充実に努めます。

主な取組

- ①利用しやすい公共交通の実現
 - 巡回バスのさらなる交通体系の充実や利便性の向上を進め、高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児連れの方々が気軽に外出できる環境整備を図ります。
- ②活性化政策を推進する安全・安心な公共交通の構築
 - 定住化の促進に資する通学、通勤への負担軽減や広域的な視点による観光資源の活用、

庁舎整備に伴う小竹駅西口周辺の活性化と一体感の醸成を図るなど、多くの利用者を安全・安心に輸送できる公共交通網の整備に努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|------------------|----|---------------|-----------|
| 巡回バス利用者数 | 人 | 24,588 | 27,000 |
| 公共交通の充実に対する住民満足度 | % | 7 (平成30年度) | 50 |

施策1 利便性の高い交通通信体系

施策 1-3 情報公開と情報発信の充実



現状と課題

近年の少子高齢化や急速な情報化により個人のライフスタイルは多様化し、地域を取り巻く課題も複雑化・多様化しています。これらの多くの課題を解決し、地方分権による地域間競争を勝ち抜くためには、情報公開及び情報発信への取組みを進めることで、行政と住民の情報の共有化を図り、住民の町政への積極的な参画を促すことが求められています。

小竹町では、紙媒体である「広報こたけ・ひまわりだより」をはじめ、ホームページやフェイスブック、LINEの運用及び報道各社への情報提供等によって情報の発信に取り組んでいますが、住民アンケートで「町からの情報の発信が紙媒体に偏っている。交流人口を増やし、町の活性化を図るためには、リアルタイムによる電子媒体の活用の手法を考慮すべき」等の意見があり、情報の受け手が限定されるといった課題があります。

これらの課題を解決するためには、「広報こたけ・ひまわりだより」やホームページ、SNSなどの広報媒体の特性を活かすことで、町政に関する情報をリアルタイムかつ町内外に向けてわかりやすく伝えることが必要です。今後も既存の広報媒体に加え、時代の流れにあった情報公開手法や広報媒体の活用を検討し、情報発信力の強化に取り組む必要があります。

また、情報機器を活用した広範囲な情報発信においては、情報部門が運営管理するハード・ソフトを含めたセキュリティ及び職員の情報管理意識の向上を図る必要があります。

施策の基本的方向

多様な情報発信手段を活用しながら効果的な情報発信・収集を行うとともに、多面的なシティプロモーションを展開することで町の認知度やイメージ向上を図ります。

町政に関する情報公開と情報発信を強化することで情報の共有化を進め、住民の町政への参画を促進します。

主な取組

- ①情報発信による町の認知度やイメージの向上
多様な広報媒体の特性を活かして、町政の情報や課題などを共有しながら相互理解を深め、広報・広聴活動の充実を図ります。
また、広報やメディア、住民や事業所との連携した多面的なシティプロモーションを展開し、町の魅力を広く町内外に情報発信することで、町の認知度やイメージの向上を図ります。
- ②情報公開の推進
情報公開制度の主旨に基づき、保有する情報はホームページ等を通じて積極的な公開を行うことで、行政運営の透明性に努め、民の町政に対する理解度の向上を図ります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|---------------|----|------------|------------|
| ホームページ年間アクセス数 | 件 | 17,315,219 | 20,000,000 |
| 公式LINE登録者数 | 人 | 117 | 2,000 |

施策2 迅速な対応、体制の強化推進

施策2-1 消防、防災、救急、防犯



現状と課題

小竹町では、地域防災計画の見直しやハザードマップの作成、防災行政無線の整備、自主防災組織の設立、災害に備えた防災体制の強化を図ってきましたが、近年、大規模地震、大型台風や局地的集中豪雨による大規模災害が頻繁に発生していることから、これらに対応する地域防災計画やハザードマップ等の見直しを進め、自主防災組織の強化や防災訓練など、地域の防災向上により一層力を入れながら、さらなる防災体制を充実強化し、災害に強いひとづくり・まちづくりを推進するとともに、あらゆる災害から住民の生命・財産を守る防災体制の構築が課題となっています。

近年、インターネットの普及に伴うサイバーテロなどのテロ行為や新型コロナウイルスなどの新感染症パンデミックに対する危機管理対策も重要な課題となっています。

消防、防災、救急体制については、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部を常備消防、防災関連、救急業務として、その体制を整えています。また、非常備消防として町に消防団を組織し、各分団や消防本部と互いに連携をとりながら、消防・地域防災業務にあたっています。

町の消防団においては、少子化や核家族化などの影響により、団員の減少による消防力の低下が懸念されており、地域防災の中核として活動する消防団全体の活性化や組織力の維持を図ることが課題となっています。

町内自治会ごとに組織された自主防災組織が災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築するとともに、民間団体や民間企業と連携した取組みを強化する必要があります。

防犯対策については、小竹町では、直方警察署や防犯協会などの関係機関と連携し、安全安心活動や啓発活動の促進を図ってきたところですが、近年、高齢者を狙った多様化かつ巧妙化する詐欺犯罪等が増加しており、それらを未然に防止するため、犯罪情報の提供など一層の啓発活動を行い、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図る必要があります。

あわせて、地域全体で見守る防犯体制を構築するため、地域の見守り団体等の強化を進めるとともに、犯罪を未然に防ぐため、警察、防犯協会などとの連携強化及び各種取り組みの充実を図り、安全安心なまちづくりを進めます。

施策の基本的方向

住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、住民の地域防犯意識の高揚に努め、安全安心を実感できる治安の確保に努めます。

主な取組

①地域防災力の向上

地域防災体制については、「小竹町地域防災計画」に基づいて体制づくりを推進します。地域における防災意識を高め、地域住民の手による自主防災組織の育成や地域防災リーダーの自律的な活動促進、避難行動要支援者に対する支援体制を構築するとともに、広域的な連携によってさまざまな状況に対応できるよう、出水期前の防災会議等の開催や各種防災訓練の実施など、より強固な防災体制づくりを進めます。

②消防力の充実・強化

消防、防災、救急体制については、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部を中心に効果的な運営を図るため、基盤の充実・強化を図ります。

消防団の装備及び資機材の拡充を行うとともに、消防団員の教育・訓練等を行い、消防団の活性化を図ります。

③防犯に関する啓発等の推進

関係機関、関係団体、地域との連携を深め、安全安心活動やパトロール活動等の充実を図り、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、啓発等の推進と地域安全活動への支援充実を努めます。

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、防犯灯の設置を計画的に進めるとともに交通安全施設の設置を推進します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|-------------|----|-----------|-----------|
| 防災メール登録者数 | 人 | 346 | 700 |
| 消防団総合訓練参加者数 | 人 | 未実施 | 80 |
| 消防団員の充足率 | % | 71.7 | 90 |

施策3 水資源の確保と快適な居住空間の創出

施策3-1 上下水道の整備



現状と課題

小竹町の上水道は、遠賀川伏流水、庄内川表流水及び御徳三六地下水を水源として運営しており、令和2年度末で給水人口7,346人、普及率は99.58%となっています。今後は、公共下水道事業の普及拡大など生活様式の変化に伴い、新たな水需要が予測されますが、平成13年度に第6次拡張事業が完成したことによって、施設能力は給水人口12,700人の供給が可能であり、量的な水資源の確保は達成の状況にあります。

また、給水人口の減少に伴う収益の減少、水道施設の老朽化の進行等、水道事業の健全化と水質保全による良好な水道水の安定供給が大きな課題となります。このためには、中期的な経営計画の策定と耐用年数を考慮した施設の更新計画の策定が必要となります。

自然水の水質の保全あるいは緑豊かな自然環境を創り出すために、下水道事業はもっとも重要で影響力の深い事業です。小竹町では、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業及び農業集落排水事業を、各地域の特性に応じてより効果的、効率的に推進しています。

今後も計画的に事業を進めていく必要があります。また、整備区域については、下水道使用普及促進に努め水洗化率を向上させる必要があります。また、持続可能で効率的な下水道を実現するため、下水道施設の長寿命化対策と効率的な下水道事業の経営を進めていく必要があります。

施策の基本的方向

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の更新を行うことで有収率の向上を図ります。

住民や町を訪れる人が、住み続けたい、住んでみたいと感じる快適な居住環境を創出するため、下水道事業等の排水対策を継続して推進します。

主な取組

- ①水の安定供給
安全で衛生的な水の安定供給を図るため、老朽化した施設の改修や整備を計画的に行い、今後も安全でおいしい水の供給に努めます。
- ②有収率の向上
有収率の向上のため、老朽化した配水管の布設替えを行い、給水量の確保に努めます。
- ③節水意識の高揚
節水意識の啓発を行い、限りある水資源を有効利用するため、住民の水に対する意識の高揚を図ります。
- ④下水道供用区域の整備
公共下水道事業の整備を効率的かつ計画的に進めることによって、供用区域の拡大・整備を図ります。
- ⑤公共下水道・農業集落排水の接続推進
豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐために、整備区域において、下水道等への接続を促進するために、積極的な普及啓発活動を行います。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|---------|----|-----------|-----------|
| 下水道水洗化率 | % | 39.2 | 50.0 |
| 下水道普及率 | % | 10.6 | 20.0 |

施策4 ふるさとを守る住環境の創出

施策4-1 適正な土地利用と空き家対策



現状と課題

小竹町の面積は 14.28 Km²で、土地利用構成比は、宅地が 15.0%、農地 12.0%、山林 16.5%、雑種地・水面・河川・その他 56.5%となっています。

土地利用の推移から見ると、農地は横ばいで、宅地は増加する傾向にあります。こういった土地利用の転換傾向は、今後も続くことが予想されます。

小竹町では、全町域を都市計画法による都市計画区域として指定しており、無秩序な開発等による虫食的な宅地化を防止していますが、良好な居住空間の確保は、当然に必要な課題であると考えます。

今後、より一層の町の発展とともに住民の消費や交流の拠点として、小竹駅西口周辺の開発によって、町の中心的意味合いで、町の顔として、人が集い、賑わい、豊かに多様な交流が実現できるような住環境整備に取り組む必要があります。

令和2年度に行った空き家調査において、町内における空き家戸数は 453 件であり、その中でも利活用が可能と思われる空き家から倒壊の恐れがあると思われる空き家まで、さまざまな状態の空き家がある現状にあります。今後、人口・世帯数の減少により空き家が増加することは明らかで、空き家対策が住環境の確保に重要となります。

早期に空き家対策に係る計画を策定し、地域に住む人たちの生活環境に悪影響を及ぼす可能性がある家屋を特定空き家に指定するとともに、町内に存在する利用可能な空き家を資源として考え、その利活用を図るなど、移住や定住に関する支援策を講じる必要があります。

住民のための貴重な資源である町土について、日常生活のすべての活動の基礎であり、公共の福祉の実現、健康で豊かな生活環境の確保のため、均衡と調和のとれた発展を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を進める必要があります。

施策の基本的方向

地域の自然的、社会的、経済的特性に配慮しつつ、宅地整備や農地の保全等、適正な土地利用を図るとともに、空き家の活用及び解消を図ります。

また、空き家対策については、早急に計画を策定し、適正管理を行うとともに、その利活用の検討を進めます。

主な取組

①効率的で秩序ある土地利用

小竹町国土利用計画に基づき、効率的で秩序ある土地利用を推進します。

②都市計画マスタープランに沿ったまちづくり

「小竹町都市計画マスタープラン」に基づいて、道路・公園などの生活環境整備や各地域別のまちづくりを推進します。また、マスタープランの全体構想及び地域別構想の各方針の成果等に沿って見直しを図り、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

③良好な開発への誘導

小竹駅西口周辺を中心とする開発に関し、適切な土地利用への見直しを行い、実情に応じた道路等インフラ整備や公共施設の配置を検討し、多様な機能が集積できるような開発行為への誘導を行い、良好な環境の形成を図ります。

④空き家の利活用

早期に空き家対策に係る計画を策定し、利用可能な空き家については、空き家所有者への広報活動による「空き家バンク」への登録の呼びかけを行い、移住希望者のニーズに合った住居を情報提供することで、空き家の利活用と定住促進を図ります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|----------------|----|-----------|-----------|
| 小竹駅西口周辺複合開発進捗率 | % | 未実施 | 100 |
| 空き家バンク登録件数 | 件 | 2 | 10 |

施策1 心豊かな子どもたちの育成

施策1-1 学校教育の充実



現状と課題

少子高齢化、情報化、グローバル化が一段と進展する社会の変化の激しい時代の中で、子どもたちは逞しく生きていく力を身に付けていかなければなりません。そのために、小中学校では子どもの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、その力が日常生活の中で活かされるよう、発達段階に応じたさまざまな体験を積み、自ら学び、考え、行動できるような「生きる力」をもった子どもの育成を目指しています。

心豊かな児童・生徒を育成するためには、学校、保護者、地域が連携して安全・安心な学校づくりを進め、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備が重要です。

今後は、ICT教育（情報モラル教育）や防災教育等、今日的課題に応じた教育も推進し、これからの未来を逞しく生きていく子どもたちを育てていくことも重要です。

不登校の児童・生徒への対応を円滑に行うため、小中学校が一貫した指導体制を推進し、保護者との協力も含めた家庭環境への配慮が必要です。

一方、児童生徒の学習、生活の場である学校施設については、維持管理上の懸案事項も多く抱えています。特に、給食施設については老朽化が目立つため、衛生面及び安全性の確保に努める必要があり、建て替え等の検討も必要となっています。

食育については、今や知育、徳育及び体育と並び称される教育の基盤です。これらを踏まえて、小竹町では、平成27年度から小学校同様に中学校においても完全給食を実施しており、安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供するとともに、栄養教諭と連携した食育を充実させる必要があります。

施策の基本的方向

子どもたちが自己実現に向けて学びの意欲をもち、豊かな人間形成が可能となるよう

第4章 みんなが主役、絆によって集う町

に学校教育の充実を図るとともに、安心して学校生活を送れるように、就学への支援事業や給食の充実を図るほか、教育施設の老朽化対策と生活様式の変化に対応した設備の更新を行います。

また、安全な学校生活を送れるように、家庭や地域、学校が一体となった地域ぐるみでの見守り活動に取り組みます。

主な取組

①時代に即応した教育活動の推進及び教育ICT環境の整備

児童生徒の実態を踏まえ、指導内容・方法の工夫改善を図るとともに、ICT機器等を活用した授業づくりを進めるとともに、子どもと向き合う時間を確保するために、校務支援システムの導入を計画的に進めます。

②特色ある教育活動の充実

基礎的・基本的な生活習慣の習得や個性を活かす教育を重視し、総合的な学習の時間・教科・道徳・特別活動をはじめ、生徒指導・健康増進・体力向上を図り、いきいきと活動する特色ある学校教育の実現に取り組みます。

③グローバル社会や情報社会、今日的課題に対応できる資質や能力の育成

英語教育、ICT教育の充実を図るとともに、今日的課題である防災教育、情報モラル教育、安全教育等を一層推進します。

④いじめ・不登校問題等への対応

いじめや不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動は、依然として教育上の大きな問題です。児童、生徒、保護者、教員の悩みに適切かつ迅速に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、相談・支援体制を充実させます。

⑤学校教育施設の充実

教育施設の老朽化に対応するため、「小竹町公共施設等総合管理計画」及び「小竹町学校施設整備計画」に基づき、財政状況を踏まえ、対応が必要な施設に優先順位を付けながら更新を行います。

⑥教職員研修の充実

町立小中学校の教員を対象とした研修を実施し、資質の向上や指導力向上を図ります。

第4章 みんなが主役、絆によって集う町

⑦安全・安心な学校給食の提供と食育の推進

安全・安心な学校給食を提供しながら、町内小中学校と連携し、児童生徒に正しい食育を推進するよう努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|---------------|----|-----------|-----------|
| 学校職場体験協力団体数 | 団体 | 6 | 10 |
| 校務支援システムの導入校数 | 校 | 0 | 4 |

施策2-1 社会教育活動の推進



現状と課題

核家族化や高齢化など、社会情勢が大きく変化していく中で、住民が心豊かに充実した生活を送るために、自ら生涯にわたって学習に取り組むことが重要です。生涯学習活動は、学習者の自発的な意思に基づくことが大切です。

小竹町において、中央公民館を生涯学習の拠点施設として、おやそだちサロン、ひまわり講座などの公民館活動を積極的に推進しています。今後、住民の多様な学習意欲に応えるために、学習活動のメニュー拡大や内容の充実を図り、よりよいサービスの提供ができるように努める必要があります。

青少年期は、人間形成における重要な時期であり、一般社会の一員として生活基盤を確保するとともに、地域社会に貢献するためには、この青少年期から能力や適性に応じて、活躍の場を広げていく必要があります。

青少年の健全な育成は、今後の小竹町の発展にとって欠かすことのできない課題であり、転入人口を増やし、社会動態だけではなく自然動態への転換に繋ぐためにも、重要な問題です。

施策の基本的方向

社会教育活動のより一層の充実を図るために、地域や社会教育関係団体の活性化を支援するとともに、連携強化に取り組めます。

高度化・多様化する住民の学習意欲に適切に対応するため、よりよい学習環境を提供するとともに、学習の効果が発揮できる機会・場所を創ります。

青少年の健全な育成に向けて、関係団体との連携を深めるとともに、地域全体での非行防止や安全確保に努めます。

主な取組

- ①生涯学習関係機関、団体との連携・協力体制の整備
住民の多様な生涯学習ニーズに応えるため、社会教育関係団体が主体的に活動できるよう、情報提供や研修会の実施、運営・展開等に関する各種事業への適切な支援を行うとともに、専門性をもって住民に対し生涯学習の推進が図れるよう、組織の育成支援を行います。
- ②学習成果の活用促進
生涯学習講座等により、住民の作成した各種作品や講座での学習の発表の場を提供し、生涯学習の普及啓発の促進を図ります。
- ③健全育成のための環境づくり
地域で青少年を育てるために、地域、家庭、学校、職場が連携し、健全育成環境の整備を図ります。また、地域団体総合の連携にあわせて、新たな育成者の発掘、活動支援など、青少年健全育成体制の充実を図ります。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|------------|----|-----------|-----------|
| 公民館講座参加者数 | 人 | 270 | 500 |
| 生涯学習講座参加者数 | 人 | 124 | 200 |

施策2-2 文化財の保護



現状と課題

文化遺産は、過去から現在、未来へ繋ぐ懸け橋となって歴史を将来に伝え、伝統と文化を尊重する心を養う基礎となるものです。今後、住民が小竹町の文化遺産に親しむ機会を提供するとともに、守り伝えられてきた住民共有の財産を町全体で継承し、その価値を地域社会に還元していくことが必要です。

郷土に対する誇りや愛着を育て、文化遺産を守り、継承するという理念を大切に、ふるさとのかけがえのない住民共通の文化遺産として、史跡整備や文化財としての活用を図る必要があります。これは、地域の歴史や文化を正しく理解するうえで重要なことであり、新しい地域文化の創出にも基礎的な役割を担うものといえます。

文化財を永く保存・継承することは、文化財行政において最も重要な課題です。このため、新しい形での文化財活用が、今後必要となってきます。

町内での希少な文化財の保護・活用を図り、本町の魅力を高めるとともに、郷土の歴史と文化に対する住民の理解と認識を高めることが重要です。

施策の基本的方向

ふるさとのかけがえのない住民共通の文化遺産として、文化財の保護保存に努めるとともに保管体制を確立し、保存・継承を図ります。

また、町内の文化遺産を住民とともに大切に未来に伝え、地域の魅力を高め、観光資源にもなるように積極的に整備、活用していきます。

主な取組

- ①文化施設の整備
文化財の体系的な整理・保存・展示のために、施設の整備に努めますが、既存施設の有効活用も含めて、十分な検討を行います。
- ②史跡整備と文化財の活用
史跡などの有形文化財については、保存に向けての環境整備を図ります。また、ふるさとの歴史を知る学習の教材としての活用や観光資源に積極的に活用します。
- ③伝統文化の保存と継承
無形文化財については、その保存や継承を図るために、地域住民の積極的な参加とその体制整備を支援し、地域文化に親しむ場の提供や後継者育成に努めます。
- ④歴史や文化の情報発信
わかりやすいパンフレットやガイドブックの作成、ホームページの活用により、地域の魅力を広く発信するとともに、住民の文化財に対する認識と理解を深めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|--------------------|----|-----------|-----------|
| 歴史や文化に関する生涯学習講座開講数 | 回 | 未実施 | 2 |
| 小中学校への出前授業回数 | 回 | 未実施 | 4 |



第4章 後期基本計画 みんなが主役、絆によって集う町

第4章 後期基本計画 みんなが主役、絆によって集う町

施策2-3 地域芸術、文化活動の振興



現状と課題

現代は、経済的な豊かさに加えて、心の豊かさや心にうるおいのある生活が求められている時代です。芸術・文化活動やスポーツには、楽しみや喜び、精神的な安定をもたらす効果があり、より身近なところで芸術・文化に親しめる環境づくりが必要となってきました。

また、生活の利便性の向上に伴った余暇時間の拡大や、勤労時間の短縮による自由な時間の拡大によって、芸術活動や文化活動に対する意識の高揚が住民に見受けられます。小竹町民まつりにおいても、各種サークル活動や文化団体による成果が発表されているところです。

地域に住む人たちが、自ら地域の歴史や芸術・文化を学び、文化遺産として大切に未来へ伝えていく気運が高まっています。住民が日々の生活の中で、地域に誇りと愛着を感じられるように、芸術や文化の振興を図るとともに、地域の歴史や芸術・文化を学ぶ機会を提供していくことが求められています。

施策の基本的方向

住民が地域に誇りと愛着を感じられるように、芸術や文化の振興を図るとともに、住民が主体となって芸術・文化活動が行えるよう、拠点となる施設の整備に努めます。

主な取組

①芸術・文化の支援の強化

各地域に残された芸術・文化の保存・継承のために必要な支援の強化に努めます。ま

た、南良津獅子舞や小竹祇園山笠などの伝統的な祭事を利用して、住民相互の交流の場の確保に努め、この住民文化を継承発展させるための人材の育成など、地域支援体制の強化を図ります。

②文化施設の整備

住民の自主的な芸術・文化活動の展開を支援するため、活動の拠点となる文化施設の整備に努めるとともに、各種文化関連団体の育成を図り、より自由で活発な活動を支援することによって地域文化水準の向上に努めます。

③芸術・文化活動を推進

芸術・文化団体や地域、学校とも連携して芸術・文化活動を推進します。また、次世代を担う子どもたちが芸術・文化を体験・鑑賞する機会の充実を図ります。あわせて、地域の活性化に活かしていきます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|--------------|----|-----------|-----------|
| サークル認定団体数 | 件 | 11 | 15 |
| 秋風と灯りの夕べ来場者数 | 人 | WEB開催 | 120 |



施策3-1 社会体育活動の推進



現状と課題

生涯スポーツについては、競技としてだけでなく、住民の健康づくりや生きがいの創出の観点から、スポーツ交流の推進や競技力の向上などを図り、住民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けての取組みが求められています。

小竹町では、住民の健康増進と体力向上のために、早くからスポーツ・レクリエーション活動を積極的に奨励して、心豊かに健康で充実した生活を送るための住民スポーツ活動を推進してきました。特に、青少年スポーツの底辺拡大と、誰でも気軽に取り組めるスポーツの紹介に力を入れ、住民の関心を高めることによって、スポーツの振興に取り組んできました。

住民の誰もが身近なところで気軽にスポーツができるようにするために、スポーツによる人材育成や地域の活性化を進め、住民の体力・運動能力の向上に向けた人づくりや仕組みづくり、あるいは施設整備や備品の調達など、総合的な取組みを継続していく必要があります。

施策の基本的方向

住民が日常生活の中で、スポーツ・レクリエーションを気軽に親しんで、仲間や地域で自主的かつ主体的にスポーツを楽しむことができるように、生涯スポーツの普及促進に努め、そのスポーツ活動が安全で安心な運動環境に恵まれるように、快適な施設の提供に努めます。

主な取組

①スポーツ活動の推進

住民のニーズに応じた多様なスポーツ教室やスポーツイベントなどを企画し、効果的な情報提供に努め、住民がスポーツにふれる機会を提供します。また、スポーツ指導者、ボランティアの育成支援を行い、関係団体との連携を図ります。さらに、ニュースポーツなどの軽スポーツの普及に努め、誰もが気軽に楽しめる環境づくりを推進します。

②スポーツ施設の充実

住民が身近で気軽にスポーツ・レクリエーションを行うことができるよう、施設機能の充実に努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|--------------|----|-----------|-----------|
| 体育施設利用人数 | 人 | 延べ 42,000 | 延べ 45,000 |
| スポーツフェスタ参加人数 | 人 | 中止 | 300 |

施策1 まちづくりへの町民参画

施策1-1 地域コミュニティ



現状と課題

超高齢・人口減少社会を迎え、コミュニティの活動に対する期待が高まりを見せる一方、活動に課題を抱える地域も見られるようになってきました。また、これらの課題には地域差があり、小竹町の中でも多様な実態があります。

本町のコミュニティ活動の中心主体として、自治会などの地域型のコミュニティの存在が大きなものとなっており、その加入率は令和2年度末で66.3%です。加入率は、ここ数年毎年少しずつ低下しています。

本町では、町外からの転入者向けに自治会加入促進用のパンフレットを配布したり、広報により自治会への加入を呼びかけています。今後もこれらの支援活動に加え、「自分たちの住む地域は自分たちで守り、育て、創る」の考えを基本として、地域の課題に対して住民自らが解決するため、地域のコミュニティ活動に対する支援を図る必要があります。

住民自らがまちづくりの主体として、また、活動の担い手として、地域のコミュニティづくりに関わり、町職員による地域担当職員制度も活用しながら、全町域に地域コミュニティの活性化を拡げることが、必要となってきます。

誰もがその地域で生きがいを感じ、隣近所がふれあって、助け合う地域社会を形成するためには、自分がまちづくりの主体であるという意識のもとに、積極的に地域活動や福祉活動に参加していくことを求めていくことが重要となってきます。

今後も引き続き、自治会加入率の向上を目指すとともに、自治会活動の活性化を図り、地域コミュニティ活動の拡がりを支援していく必要があります。

施策の基本的方向

自治会に対して、加入率の向上や活動の活性化に必要な支援を行うとともに、町外からの転入者や未加入の住民に対して地域コミュニティ活動の重要性と必要性をPRし、自治会への加入を促進します。また、自治会活動との連携、行政との協働を推進し、地域の実力の向上を図ります。

主な取組

①自治会に対する支援

自治会に対して、加入率の向上や地域活動の活性化に必要な支援を行い、自治会活動との連携、協働を進めます。また、今後より一層の地域協働施策を拡大するため、地域担当職員制度を十分に活かしながら地域コミュニティづくりの活動に職員が参画できるようなシステムの確立を図り、各地域の課題の解決と活性化に努めます。

②自治会加入率の向上

町外からの転入者や未加入者に対し、自治会加入の必要性等を説明するなど、自治会への加入促進を図り、加入率の向上を目指すとともに、自治会活動、ボランティア活動、スポーツ・文化活動などさまざまな分野において、地域活動の充実強化に努めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|--------|----|-----------|-----------|
| 自治体加入率 | % | 66.3 | 70.0 |

施策1 まちづくりへの町民参画

施策 1-2 町民参加の推進



現状と課題

自治体においては、少子高齢化や多様化する住民ニーズのほか、地域コミュニティの弱体化等から強まる行政への依存などにより、ますます負担が増大しています。

地域におけるまちづくりは、行政側の一方的な発案や事業の実施によって実現されるものではありません。住民と関係団体、行政が互いにその役割を理解して分担しながら、共同で一体となって協力し合うことが、住みよい支え合いの町を創造するために、最も重要なことであるといえます。

住民に開かれた町政を実現するために、個人情報の保護に配慮しながら、行政情報や統計情報などのさまざまな情報提供を積極的に行っていく必要があります。現在まで、広報公聴機能の充実強化や情報公開制度の適用など、質の高い行政サービスの提供により、住民参画によるまちづくりの推進に努めてきました。今後も、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応できるよう、開かれた町政の実現に努めていく必要があります。

個人と行政との間で個別のテーマに関するやりとりはあっても、住民の広範囲な意見集約や町政への施策提言までに至るものは少なく、より住民参加を推進する制度の導入について検討していく必要があります。

協働のまちづくりの推進については、まちづくりの担い手の中心となる自治会、ボランティア、NPO、各住民団体等で活動されている方々の高齢化等により、後継者が不足し、今後はまちづくり活動の縮小が懸念されます。そのため、ボランティア、NPOなどを育成するなどにより、活力ある地域づくりを推進していく必要があります。

施策の基本的方向

住民参加によるまちづくりを推進するために、住民生活に関わる町政関連の情報を適切な手法により、適切な時期に提供していくことが必要であり、広報公聴機能の一層の

充実やわかりやすい情報発信を推進し、町政に対する関心の度合を高めていきます。住民と行政の協働に関する総合的な推進体制の確立や協働事業に参画する人材の育成を行い、継続的な地域協働活動の拡大に努めます。

主な取組

①行政情報の共有

住民参加を推進するためには広報公聴活動は欠かせないものであり、積極的な情報発信をはじめ、住民のまちづくりへの理解と協働を得るための取組みを強化します。

②住民参加の機会の拡大

町全体や地域、行政区単位において、今後のまちづくりを住民が一緒になって検討する機会、行政と地域とが意見交換をする場を充実します。

③住民と一体となったまちづくり

「町を自分たちの手で守り、育てていく」とする考え方を基本に据え、情報の公開と共有による透明性と信頼性の確保を図りながら、住民、自治会、ボランティア、NPO、各住民団体等の多様なまちづくりの担い手と行政が相互に連携し、互いに汗と知恵を出し合い、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、それらが一体となった幸福感のあるまちづくりを目指します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|--------------|----|-----------|-----------|
| 地域づくり事業実施団体数 | 団体 | 3 | 5 |

第Ⅲ編 後期基本計画
第5章 町民の信頼に応え、住み続けられる町

第Ⅲ編 後期基本計画
第5章 町民の信頼に応え、住み続けられる町

施策2 地域を経営していく効率的な行政運営

施策2-1 効率的な行政運営



現状と課題

人口減少、少子高齢化などの要因もあり、地域経済の低迷による税収の不安定さが見受けられる一方で、行政に求められるものは多様化・高度化していきます。また、地域主権改革に伴う権限移譲により、地方自治体の事務は増大・複雑化しています。

このような行政を取り巻く状況に対応していくために、自ら目的や目標を定め、その実現に向けて事業を構想し、必要な予算や組織・人員を整え、自主的な評価・管理のもとで意思決定を重ねながら、継続的な実施を図る経営感覚を地方自治体も備えていかなければなりません。「効率的な行政運営」が強く期待されています。

小竹町では、昭和61年度から7次にわたって行政改革を行い、収入の確保をはじめとして、事務事業の見直し、職員定員管理の適正化、人件費の適正化等に取り組んできました。

今後も、行政改革に積極的に取り組むとともに、職員の能力向上のため各種研修を実施し、限られた財源・人材を最大限活用するほか、事務事業の見直しや民間活力の導入等、さらに行政サービスの向上に努めていく必要があります。

また、情報化の推進を図り、事務の正確性や高度化、効率化を進めることが重要です。

施策の基本的方向

多様化・高度化する住民のニーズに的確に対応し、効率的な行政運営を図るため、令和2年度に策定した第7次行政改革大綱を基本として、引き続き行政改革を推進するとともに、効率的な行政運営に努めます。

主な取組

- ①行政改革の推進
事業の見直し、効率化を図ることで、引き続き行政改革を推進します。
- ②組織の見直し・定員管理の適正化
限られた人材で効率的な行政運営を行うとともに、柔軟かつ機能的に住民ニーズに対応するため組織機構の整備に努めます。
また、職員定数の適正化を図るとともに、職員の資質に応じた適材適所の人事管理に努めます。
- ③計画的・効果的な行政の推進
総合計画をはじめとした各種計画の着実な推進及び効果的な施策の実施、事業の見直し、改善を図るため、PDCAサイクルに基づく行政運営に取り組みます。
- ④行政サービスの向上
行政サービスの向上のため、社会情勢の変化や費用対効果を勘案し、電子申請システム等の行政手続きの電子化を推進します。
また、業務の効率化、経費節減等を図るため、民間委託や指定管理者制度導入などのアウトソーシングについて検討を行い、事務事業の抜本的な整理・合理化を図ります。
- ⑤公共施設等総合管理計画の推進
「小竹町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化など公共施設等の総合的なマネジメントを推進します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|--------|----|-----------|-----------|
| 職員定員管理 | 人 | 147 | 139 |

施策2 地域を経営していく効率的な行政運営

施策2-2 健全な財政運営



現状と課題

小竹町では、昭和61年度の第1次行政改革から令和2年度の第7次行政改革まで長年にわたり行政改革に取り組んでおり、地方自治の原則である最小の費用で最大の効果をあげるため、簡素で効率的な行政の確立を図ることを目的とし、町政全般にわたり推進してきたところです。この効果もあって長年の懸案事項であった庁舎建替が完了しました。

しかしながら、景気の低迷や人口減少による消滅可能性都市としての危惧等を背景とした極めて厳しい財政状況にあり、さらには庁舎整備をはじめとした耐用年数を経過した公共施設等の更新に対応するための公債の償還が今後重くのしかかることは明白です。

また、行政運営の基本であり自主財源の大きなウエイトを占める町税収入の大幅な伸びは期待できず、地方交付税も減少傾向にあります。今後も引き続き、町税収率の向上に伴う自主財源の確保や選択と集中による的確な資源の配分、予算の適正な執行・管理等に取り組むことが重要です。

町税収納については、収納率の向上を図るため、課税客体の把握や口座振替の推進等を行っています。これらに加え、コンビニ収納を導入するなど納税機会の拡大を図る必要があります。

社会貢献に対する個人や企業等の意識の高まりを的確に把握しそれに対応していくため、企業版ふるさと納税やクラウド・ファンディングなど新たな受け皿となる制度を活用し、幅広く自主財源の確保を目指す必要があります。

施策の基本的方向

財政需要の拡大・多様化と厳しい経済情勢に対応するため、自治体経営の視点に立つて優先的に取り組むべき事業を選択し、そこに集中して資源の配分を行うとともに、新たな自主財源の確保を図り、効率的かつ健全な財政運営の確立に努めます。

主な取組

①自主財源の確保

町税等について、口座振替の推進やさらなる納税機会の拡大を図り、収納率の向上に努めます。ふるさと納税をはじめ、企業版ふるさと納税等新たな受け皿となる制度を活用した自主財源の確保に取り組みます。

②財政運営の効率化

財政運営の安定化、健全化を図り、施設の安全性、利便性を向上させるため、「小竹町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設やインフラ整備のあり方を中長期的な計画により、事務事業の見直しや経費の削減を図ります。限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹した財政運営を進めます。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|--------|----|-----------|-----------|
| 経常収支比率 | % | 96.7 | 96.2 |
| 財政力指数 | | 0.34 | 0.36 |
| 町税の徴収率 | % | 98.4 | 99.0 |

施策3 広域連携の推進

施策3-1 広域行政推進



現状と課題

道路交通網の整備充実や情報通信手段の発達により、地域住民の生活圏、通勤圏、活動範囲は各市町村の行政区域を越えて、飛躍的に広域化しています。また、地域主権改革に伴う権限の移譲により、市町村が担う事務は、確実に増大しています。こういった多様化・高度化に加えて広域化する行政課題に的確かつ効率的に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、関係自治体と連携し、協力して事務処理を行うことが必要です。また、近隣市町との共通の課題解決に向けて、広域連携のあり方の協議を進め、相互支援・相互交流を図ることが重要です。

現在、小竹町は、直方市、宮若市と鞍手町の2市2町で、直方・鞍手広域市町村圏事務組合を設立し、広域消防・休日等急患センターの業務を行っており、さらには、宮若市外二町じん芥処理施設組合及びふくおか県央環境施設組合において、ごみやし尿の処理業務を行い、事務の効率化を図っています。

また、介護保険については、福岡県介護保険広域連合に加入し、要介護者の認定から給付までを広域的に実施しています。加えて、公共下水道事業では遠賀川中流流域公共下水道にも加入し、平成24年度から一部供用開始を行い、着々と事業化を進めています。

現在、北九州市を中心とする6市12町で連携協約を締結し、連携中枢都市圏「北九州都市圏」が主体となり、地域の特性や地域資源を活用し、地元観光協会等と連携して誘客や移住・定住を目的としたPRイベントの開催等に取り組むことにより、直轄地域はもとより北九州都市圏全体の活性化に努めています。

住民の日常生活圏の拡大、交通手段や情報手段の高速化、多様化する住民ニーズに伴って、今後さらに広域行政の必要性が高まると考えられ、近隣自治体と広域にわたる連携を図りつつ、行財政運営の能力向上に積極的に取り組む必要があります。

施策の基本的方向

地方分権の流れや圏域住民の多様化する行政ニーズに的確に対応するため、広域的観点から近隣自治体との広域的な連携を深め、それぞれの持つ特徴や地域資源を相互活用しながら、効率的かつ効果的な行政運営に取り組みます。

主な取組

- ①共同処理事務の見直し・推進
現在、広域連合や一部事務組合等で行っている共同処理事務について、より一層の効率化を図るため、業務内容の見直しを必要に応じて行います。また、新たな共同処理事務の設置についても検討を加え、魅力ある圏域の形成に努めます。
- ②連携中枢都市圏「北九州都市圏」活性化の推進
「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」を推進するとともに、福岡県北東部地域の北九州都市圏域の持続的な活性化を図るために、構成自治体との連携を推進します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度（実績） | 令和8年度（目標） |
|-------------------------|----|-----------|-----------|
| 北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン連携事業数 | 事業 | 2 | 5 |
| 直方・鞍手圏域連携事業プログラム参加者数 | 人 | 870 | 1,000 |

施策3-2 多文化共生・国際交流の推進



現状と課題

近年、我が国は、ビジネス、外交、安全保障、観光並びに文化交流などのさまざまな分野において、アジア諸国との関係を深めています。今や多くの日本人がアジア諸国を訪れ、また、アジア諸国の多くの観光客が福岡県をはじめ九州の各県を訪れています。

小竹町においても、すでに一部の企業においては、アジアからの従業員や研修生を受け入れていて、地域住民との交流を深めている事例もあります。

小竹町では、従前から小学生を対象とした国際理解教育講師導入や小中学校への国際理解教育推進費補助金等の拠出など国際交流事業を実施してきました。

しかし、これまでの取り組みは、日本人社会への働きかけによる、言わば内なる国際化でした。真の多文化共生・国際交流の推進には、近年増加している外国人住民への交流活動支援が不可欠です。

現在、職場等でさまざまな支援が行われていますが、言葉や生活習慣の違いから地域社会から孤立しがちな外国人がいることも否定できません。

今後、小竹町での生活に関し、安心して暮らしていくための支援を行うことが重要です。

施策の基本的方向

住民の国際理解や多文化への理解を深める取り組みを推進し、幼年期からの教育も含め、幅広い視野を持った、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

外国人研修生をはじめ海外の多様な人材が、安心して生活を送ることができ、個々の能力を十分に発揮して、活躍することを目指します。

主な取組

①国際交流事業の推進

国際交流や国際理解の場を創出するとともに、住民に対する意識啓発に取り組み、将来の子どもたちが国際的な人材へと成長できるよう機会の提供に取り組みます。

②多文化共生のまちづくりの推進

公共施設の案内板等への外国語表記や福岡県外国人相談センターと連携しながら多言語による外国人相談体制の充実を図り、外国人が暮らしやすく、働きやすいまちづくりに取り組みます。また、住民に対し、国籍が異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として、ともに生きていく多文化共生意識の普及・啓発を行うとともに、外国人の地域社会への参画を促進し、民間団体と連携・協働しながら地域活性化に取り組むことで、外国人と地域住民が交流する機会をつくり、多文化共生のまちづくりを推進します。

成果指標

| 指標名 | 単位 | 令和2年度(実績) | 令和8年度(目標) |
|------------------|----|-----------|-----------|
| 小竹町に居住している外国人の人数 | 人 | 242 | 260 |

主要施策とSDGsとの関係一覧

| 基本テーマ | 施策 | 主要施策 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|----------------------|---------------------|-----------------|--------|---|---|---|
| ① 優しさを感じ、住みたいと思える町 | ①子どもたちが伸び伸び育つまちづくり | ①子育て支援の充実 | ● | ● | ● | ● |
| | ②生涯現役のまちづくり | ①高齢者福祉の充実 | ● | ● | ● | ● |
| | ③暮らしをともに支えるまちづくり | ①障がい者福祉の充実 | ● | ● | ● | ● |
| | | ②地域福祉の推進 | ● | ● | ● | ● |
| | ④こころとからだを守るまちづくり | ①健康づくりの推進 | | ● | ● | ● |
| | | ②医療体制の充実 | | ● | ● | |
| | | ③保険制度・年金制度の安定化 | ● | | ● | ● |
| | ⑤笑顔に満ちたふれあいのまちづくり | ①人権の尊重 | ● | ● | ● | ● |
| | | ②男女共同参画の推進 | | | | ● |
| | ⑥自然と共生する環境のまちづくり | ①ごみ処理・資源循環の推進 | | | | ● |
| | | ②エネルギー対策の推進 | | | | ● |
| | ⑦快適で緑豊かなまちづくり | ①住宅と住環境 | ● | | ● | |
| | | ②公園・緑化 | | | ● | ● |
| | ② 活力に満ち、発展を続ける町 | ①地産地消を推進する農業の振興 | ①農業の振興 | | ● | |
| ②事業拡大を目指す工業の振興 | | ①工業の振興 | | | | ● |
| ③地域に密着した商業の振興 | | ①商業の振興 | | | | ● |
| ④歴史と創造による観光の振興 | | ①観光まちづくりの振興 | | | | |
| ③ 安全・安心を実感し、快適に暮らせる町 | ① 利便性の高い交通通信体系 | ① 道路体系の整備 | | | ● | |
| | | ② 公共交通の整備 | | | ● | |
| | | ③ 情報公開と情報発信の充実 | | | | ● |
| | ② 迅速な対応、体制の強化推進 | ① 消防、防災、救急、防犯 | | | | ● |
| | ③ 水資源の確保と快適な居住空間の創出 | ① 上下水道の整備 | | | | ● |
| ④ ふるさとを守る住環境の創出 | ① 適正な土地利用と空き家対策 | | | | | |
| ④ みんなが主役、絆によって集う町 | ① 心豊かな子どもたちの育成 | ① 学校教育の充実 | ● | | | ● |
| | | ① 社会教育活動の推進 | ● | | | ● |
| | ② 自ら学ぶ生涯学習の推進 | ② 文化財の保護 | | | | ● |
| | | ③ 地域芸術、文化活動の振興 | | | | ● |
| ③ 生きがいづくりの創出 | ① 社会体育活動の推進 | | | ● | ● | |
| ⑤ 町民の信頼に応え、住み続けられる町 | ① まちづくりへの町民参画 | ① 地域コミュニティ | ● | ● | ● | ● |
| | | ② 町民参加の推進 | ● | ● | ● | ● |
| | ② 地域を経営していく効率的な行政運営 | ① 効率的な行政運営 | ● | ● | ● | ● |
| | | ② 健全な財政運営 | ● | ● | ● | ● |
| | ③ 広域連携の推進 | ① 広域行政推進 | ● | ● | ● | ● |
| | | ② 多文化共生・国際交流の推進 | ● | | | ● |

| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ● | | | ● | | ● | | | | | | ● | ● |
| ● | | | ● | | ● | | | | | | ● | ● |
| ● | | | ● | | ● | | | | | | ● | ● |
| ● | | | ● | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | | | | | | | | | | | ● |
| | | | | ● | ● | ● | | | | | ● | ● |
| | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| ● | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| ● | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | ● | | ● | | ● | ● | ● | | | | ● |
| | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| | ● | | | | ● | ● | ● | | | | ● | ● |
| | | | | | ● | ● | ● | | | | ● | ● |
| | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | | | | ● | | | | | | ● | ● |
| ● | | | | | ● | ● | ● | | | | ● | ● |
| ● | | | | | ● | ● | ● | | | | ● | ● |
| ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ● | | | | | ● | | | | | | ● | ● |

【ア行】

- **IoT** Internet of Things の略称。さまざまなモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組みのこと。
- **ICT** Information and Communication Technology の略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
- **アウトソーシング** 従来は組織内部で行っていた、もしくは新規に必要なビジネスプロセスについて、それを独立した専門性の高い別の企業等の外部組織に委託して、労働サービスとして購入する契約。
- **空き家バンク** 空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのこと。
- **一次医療** 病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療。
- **AI** Artificial Intelligence の略称。人工知能の総称。
- **SNS** Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。
- **SDGs** Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と169

のターゲットで構成されている。

【カ行】

- **買い物弱者** 過疎化や少子高齢化などの影響で、小売店の撤退や廃業により流通機能が弱体化するとともに、公共交通機関の廃止や衰退により自家用車以外の交通手段が乏しくなったため、生活必需品の買い物が困難となっている人々、またその現象。
- **クラウド・ファンディング** 多数の人による少額の資金が他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。
- **グローバル化** 人・物・金や情報の流れが、国境を越えて全世界的に広がること。
- **耕作放棄地** 農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がない田畑、果樹園。
- **耕畜連携** 米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。
- **後発医薬品** 特許期間・占有期間の過ぎた薬剤を、他の薬剤メーカーが製造・販売したもの。ジェネリック医薬品。治験や開発の費用がかからず、先発品(先行して発売されたもの)に比べて安価とされる。
- **コンパクトシティ** 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可

能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

【サ行】

- **サイバーテロ** ネットワークを対象に行われるテロリズムのこと。
- **自主防災組織** 災害対策基本法第5条第2項において規定されている、地域住民による任意の防災組織。
- **シティプロモーション** 地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと。
- **生涯学習** 人々が生涯にわたり、生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力を向上させるため、主体的に学び続けることをいう。
- **生涯スポーツ** その生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ」をいう。
- **食育** さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- **スクールカウンセラー** 学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
- **スマート農業** ロボット技術やICT等の先端技術の活用による新たな農業。
- **ソーシャルワーカー** 社会の中で生活するうえで実際に困っている人々や生活に不安を抱えている人々、社会的に疎外されている人々と関係を構築してさまざまな問題にとともに取り組む援助

を提供するソーシャルワークを専門性に持つ対人援助専門職の総称。

【タ行】

- **脱炭素** 気候変動問題の被害を最小限に食い止めるため、温室効果ガスの大気への排出量を実質ゼロにすること。
- **多文化共生** 文化や民族など異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、ともに生きていこうとする考え方。
- **地域コミュニティ** 地域住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
- **地域包括ケアシステム** 地域の保健、医療及び福祉の関係者が連携、協力して、住まい・医療・介護・予防・生活支援について、住民のニーズに応じた一体的なサービスを行う仕組み。
- **地球温暖化** 人間の活動が活発になるにつれ、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。
- **地産地消** 地域で生産されたさまざまな生産物や資源をその地域で消費すること。
- **テレワーク** 勤労形態の一種で、情報通信技術(ICT)を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態。
- **DX(デジタルトランスフォーメーション)** Digital transformation の略称。テクノロジー(IT)を利用して事業の業績や対象範囲を根底から変化させること。

【ナ行】

- ニュースポーツ** 20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群をいう。
- 認定農業者** 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

【ハ行】

- ハザードマップ** 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
- バリアフリー** 日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや情報に関わる障壁などを取り除くこと。
- パンデミック** 人獣共通感染症（伝染病）が世界的な大流行をみせること。
- PDCA サイクル** 「Plan= 計画」、「Do= 実行」、「Check= 評価」、「Action= 改善」の4つの手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。
- ファミリー・サポート事業** 子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援ができる人が、会員として登録し、地域において子育ての相互援助を行う事業。
- ふるさと納税** 日本における主に地方創生目的の寄附税制の一つ。

【ヤ行】

- 有収率** 給水する数量に対する料金収入のあった水量の比率。
- ユニバーサルデザイン** 高齢であるこ

とや障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

- 幼保連携型認定こども園** 幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設。

【ラ行】

- レセプト** 患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者に請求する医療報酬の明細書。
- 6次産業化** 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出し、農山漁村の所得の向上や雇用の確保をめざす取り組みのこと。

編集・発行 小竹町企画調整課

〒 820-1192

福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3167 番地 1

TEL : 0949-62-1214 FAX : 0949-62-1140

E-mail : kikaku@town.kotake.lg.jp

ホームページ URL : <https://town.kotake.lg.jp>

